

市区町村の支援業務のあり方
に関する検討ワーキンググループ
第7回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室

第7回市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ 議事次第

日 時：平成29年3月1日（水）13:00～16:07

場 所：TKP新橋内幸町ビジネスセンター

ホール611（物産ビル別館6階）

1. 開 会

2. 議 事

- （1）市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策（ガイドライン）について
- （2）児童虐待に係る児童相談所と市区町村の共通リスクアセスメントツールについて
- （3）その他

3. 閉 会

○事務局 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第7回「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、高松構成員から御欠席の御連絡をいただいております。

また、大変恐縮でございますが、本日ほかの用務等がございまして、事務局の出入りがありますことを御容赦いただきたいと思います。

それでは、カメラ等の撮影はここまでといたします。御退席お願いいたします。

(報道関係者退室)

○事務局 これから先の議事は、松本座長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○松本座長 皆さんこんにちは。お忙しいところお集まりいただき、どうもありがとうございます。

いつの間にか3月になってしまいました。後でスケジュールを確認したいと思いますけれども、今、御議論をいただいている市町村の援助指針については、3月末をもって一旦取りまとめをして、通知として出すということですので、今日はそれに向けて活発な御議論をいただければと思っております。

まず最初に事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、右上に番号を付しておりますが、資料1～7、参考資料1～2と、構成員限りの机上配付資料が2種類となっておりますので、御確認いただければと思います。

なお、参考資料1と2でございますが、2月20日にございました全国児童福祉主管課長会議において公表している資料となっておりますので、よろしくお願いたします。

資料の欠落等がございましたら事務局までお申しつけください。

以上でございます。

○松本座長 ありがとうございます。資料についてよろしゅうございましょうか。

前回のワーキンググループでは、市区町村の子ども家庭援助指針(仮称)について、いわゆるガイドラインでございますけれども、その素案について御議論をいただきました。そのワーキングの日の後、それと先週でございますけれども、2度コアメンバー会議を行いまして、議論をして今日の取りまとめのための案でございます。後で御説明いたしますけれども、ガイドラインの素案、資料5で出てきているものであります。

今後のスケジュールを確認しておきたいのですが、机上配付のところでも本日、第7回の今日の会議がありますが、この後、コアメンバーの方には居残りをさせていただきまして、少し今日出た議論をして、その後、13日にコアメンバー会議で一旦もう一度取りまとめのための議論をして、3月29日に予定されているワーキングに最終的な取りまとめ案を提出して、御議論をいただいて、通知として出すというような大変タイトなスケジュールであ

ります。また、本日お目通しいただくべき資料も、資料の送付が直前になりましたけれども、先週かなりコアメンバー会議で詰めた議論をして、事務局でもかなり詰めて作業をしていただきましたので、十分お目通しいただく時間がなかったかと思えますけれども、そのあたりは御了解いただければと考えております。

それでは、早速議事の1点目、2点目について入りたいと思います。予定されている議事は、市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策（ガイドライン）についてであります。もう一つは、児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについてであります。これは相互にかなり連関をいたしますので、議事としては分けておりますけれども、議論はできれば両方のことを含んでできればと考えております。

それでは、事務局から主な改正ポイントについて御説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、資料に沿って御説明をさせていただきたいと思います。

まず資料2をご覧くださいと思います。横のパワーポイントの資料になりますけれども、これは指針、いわゆるガイドラインのこれまで第1回から第6回のワーキンググループでの構成員の主な意見ということで、まとめさせていただいたものでございます。

3～6ページにかけてが前回、第6回のワーキンググループでの議論となります。

3ページが全体的な流れ、構成についていろいろと御意見をいただいた部分になりますけれども、下の方に書かれておりますが、標準化やレベルアップのためには一定の共通事項を盛り込んだものを示しておくことが必要ではないか。困っている部分と緊急に対応する部分とどういった子どもにニーズがあるのか、共通する言葉ができることとよいといった御意見。指針に書いてあることだけを行えば良いというものではなくて、この指針を使ってどのように支援できるのかということも考えていけるようなものにすればよいのではないかと御意見をいただいております。

4ページのところからは、それぞれの各省ごとに具体的な記載内容、どういったものを新たに盛り込んでいったら良いか、追記していったら良いかというような御意見を4～6ページでいただいておりますので、議論の御参考にしていただければと思っております。

続いて、座長からもお話がありました資料3をご覧くださいと思います。資料3と資料5はガイドラインの素案の本体となりますけれども、3と5を両方あわせて説明をさせていただきたいと思っております。

資料3がパワーポイントの横の1枚紙になります。このガイドライン素案の主な改正ポイントということで、これまでワーキンググループでも御議論をいただいていた中で、現行の援助指針から今回、法改正も受けまして大幅に改正をすることになります。その主な改正ポイントを章ごとにそれぞれまとめさせていただいておりますので、御参考にといいことでお配りさせていただいております。

資料5は全体を網羅したような形で改正ポイントも盛り込んだ全体像、全文になっておりまして、構成から言いますと、赤字の部分が前回のワーキンググループでお示したも

ので、前回以降、修正、追記した部分が青字の表記となっております。かなり前回のワーキンググループ以降、2回のコアメンバー会議もございましたので、いろいろと御意見をいただきまして整理をさせていただいたというものが資料5となります。

まず資料3ですけれども、第1章におきましては1つ目の○です。第1節に、児童の権利に関する条約の子ども家庭支援のあり方に関連する条項の解説を新たに記載したということになります。このページは先ほどの資料5の本文のページとリンクさせてありますので、そちらをご覧くださいと思いますけれども、資料5の8ページをご覧くださいと思います。この第1章第1節の2で権利条約と子ども家庭支援のあり方ということで、そのあり方に関連するそれぞれの条項の権利条約の解説的な内容を今般、新たに盛り込んでいるということになります。8～9ページにかけての記載が解説事項となりますので、まず第1章の前段で今回の法律の趣旨にもあります子どもの権利保障も含めて、この中で書かせていただいていることとなります。

次に、資料3の2つ目の○になりますけれども、第2節のところは今般の平成28年児童福祉法等改正法により盛り込まれました、市町村に求められる機能のポイントを新たに記載してございます。これは資料5で言いますと14ページ以降になります。14ページで市町村に求められる機能ということで、幾つかポイントを挙げさせていただいております。

1つが拠点づくり。いわゆる支援拠点の関係の大まかな概要の記述。2つ目が相談員及び組織としてのレベルアップについての記述。3つ目が支援をつなぐ役割等について。4つ目が常に居場所であること。この4点、概略ですけれども、今般求められる機能、役割ということで、簡潔に第1章でまとめさせていただいていることとなります。

次に、資料3の3つ目ですけれども、今度は第3節になりますが、市町村において子ども家庭支援に携わる職員の相談、虐待対応、ネットワーク支援に必要な専門性を新たに記載したのようになります。これにつきましては、資料5の17ページ以降に記載してございます。これはもう一つのワーキングであります専門性ワーキングで御議論いただきました要対協、調整機関の調整担当者の研修が義務化されましたけれども、その際にいわゆる子ども家庭支援に携わる職員の到達目標ですとか、どういったことを担うべきなのかという議論もあわせて行いまして、その内容を第3節の中に盛り込ませていただいております。

17ページの1つ目が基本的な考え方ということで、18ページ、2つ目がそれぞれ分けさせていただいて、まず子ども家庭支援には何が必要かということ。3点目としては児童虐待対応にはどういった観点が必要かということ。19ページはネットワークにおける支援においてはどのような専門性が必要かということ、それぞれ3つに分けた形で整理させていただいております。この中の知識、技術、態度というものは、専門性ワーキングで御議論いただいた到達目標に沿った形でまとめていただいている内容となります。

第1章第4節では、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置趣旨等を記載しているものになります。これは昨年おまとめいただきましたいわゆる支援拠点の運営指針の冒頭の部分をまとめさせていただいたもので、資料5で言うと20ページと21ページにかけての記述

がここでございます。

第1章、最後になりますけれども、いわゆる要保護児童対策地域協議会の役割・機能について新たに記載したということになります。現行の援助指針におきましては、特にこの要対協の記述が具体的に特に書かれていないということもありましたので、支援拠点は要対協の調整機関の機能・役割も兼ねることになると思いますので、今回の市町村指針にもこの要対協の記述をある程度書くべきではないかという御意見もありましたので、ここに書かせていただいていることとなります。資料は21ページと22ページに記述となります。

以上が第1章、冒頭のところの特に今般新たに記載をさせていただいた内容となります。

続いて第2章になりますけれども、いわゆる子ども家庭支援における市町村、支援拠点の具体的な業務ということで、運営指針の流れに沿った形で当初まとめさせていただいておりましたけれども、そこと現行の指針との整合性も踏まえて今回、新たに整理をさせていただいたものになります。

第2章関係では、まず1つ目で第2節におきまして、子ども家庭支援全般に関わる業務の流れですとか、支援の内容を具体的に記載したということになります。これは資料5で言いますと25ページ以降のところでは第2節、子ども家庭支援全般に関わる業務ということで整理をさせていただいております。

25ページの1つ目が虐待予防、早期発見に視点を置いた支援。26ページの2つ目が、子ども家庭相談の流れについてずらっと書かせていただいているものになります。27ページのところでは、その流れの中で非常に初期アセスメントが重要なんだということ、図も交えながら今回、記載をさせていただいているということになります。その初期アセスメントのところでは緊急度アセスメント、リスクアセスメント、ニーズアセスメントが重要だということで、28ページの冒頭でそういった記載内容を入れているということになります。3つ目が子ども家庭支援全般に関わる業務ということで、運営指針の内容にも書かれております実情の把握、情報の提供、相談等への対応というようなことを書かせていただいております。最後30ページのところは総合調整というところまで含めて、この第2節の中に整理をさせていただいているものになります。

第3節になりますけれども、ここでは要支援児童、要保護児童及びその家庭並びに特定妊婦等への支援に関しまして、相談、通告、受付から支援の終結までの具体的な内容を列挙させていただいて、整理させていただいたということになります。相談、通告の受付の部分は、従来の援助指針にも書かれていたものも活用させていただきまして、31ページから整理をさせていただいております。

35ページでは、相談、通告後の対応ということ。37ページでは児童記録票の作成、受理会議（緊急受理会議）の開催、38ページでは危機判断とその対応、調査という流れになりまして、その間アセスメントですとか支援計画の作成、支援、指導というものがずっとあります。

44ページには今回、新たに盛り込まれました児相からのいわゆる指導措置の委託につい

ての概要を、ここの中でまずは盛り込ませていただいているというものになります。

47ページが支援の終結、48ページが転居への対応ということで、一連の通告から終結までの流れというものを、このものを見れば大体大まかな流れが分かるような構成にさせていただいているものになります。

第2章では、第5節のいわゆる市町村におけるその他の支援という内容になりますけれども、一時保護ですとか施設入所等の措置解除後の支援ですとか、里親、養子縁組家庭への支援ということで、そういった内容を新たに記載しているということになります。資料5で言うと52～56ページにかけての内容がそこに該当することになります。

第3章の関係で言いますと、これはもともと相談種別ごとにそれぞれ対応における留意事項を書かせていただいていたところですが、前回のワーキングの議論のところでも、前回のワーキングの議論のところで主な相談にある程度絞った形で、例示という中で書いていったら良いのではないかとということで、相談の内容もある程度絞らせていただきまして整理をさせていただきました。その中で特に育成相談ですとか保健相談、障害相談の記載内容をかなり充実させて整理をしたというようになります。それぞれの記載内容をまた御確認いただきたいと思います。

続いて第4章になりますけれども、ここが今回の指針改正の一番大きなポイントになると思われませんが、都道府県、児童相談所との関係ということで、児相との関係を章として特出ししたところになります。その第4章では、第3節と第4節にいわゆる法改正によって盛り込まれました児相からの指導措置の委託ですとか、事案送致に関しまして考え方ですとか具体的な事例、市町村が受ける際の留意事項を新たに記載させていただいたものになります。

まず指導措置の委託について、69～70ページにかけて第3節のところに記載させていただいております。その1つ目のところでは、今回、具体的に考えられる事例を挙げさせていただいたり、2のところでは留意事項ということで、児童相談所との関係では事前に十分な協議を行うことが必要であるということなど、もろもろ手続的なことを含めて2のところでは整理をさせていただいていることになります。

71ページになりますけれども、第4節というところで、今回は事案送致の内容を書かせていただいております。1つ目のところで、先ほど指導措置の委託のところと同じように、まず考えられる具体的な事例を挙げさせていただいて、2つ目のところで事案送致を受け際の留意事項となります。そこでは(1)で児童相談所と当該ケースに関する情報について事前に十分協議を行って、相互の合意を得た上で受けることというようなことを今回、新たに書かせていただいていることになります。

その下、第5節のところですが、この事案送致とも関連しますが、児童相談所と市町村が情報を共有して、共通認識の上でアセスメントを行う際の材料として活用していただくということで、今回その児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールというものも新たに記載して、書かせていただいているものになります。このリスクアセスメントにつきましては、先ほどの第2章のところでも、子ども家庭支援相談の流れの中で緊急

度アセスメント、リスクアセスメント、ニーズアセスメントということで、3つのアセスメントが非常に重要なのだという中で、今回まだ国として示せていないリスクアセスメントの部分について、基本的なツールとして活用していただきたいということで、別途通知を出す予定としております。その資料が資料6にまとめているものになりますので、簡単に御説明させていただきたいと思っています。

資料6、共通リスクアセスメントツールについてということで、一応、通知案ということで出させていただいておりますけれども、1枚めくっていただいて2ページのところで趣旨・目的ということ。先ほども言いましたように、要は児童相談所と市町村が共通の理解、共通の認識を持っていただくということで、まず情報共有が必要であろうということ。そういった情報共有をした上で、共通認識の上でアセスメントを行っていくことが必要なのだということで、それを実践する際のツール、材料として、この共通リスクアセスメントを活用していただければということで書かせていただいていることになります。

2の使用法としましては、通告等により受理した児童虐待または児童虐待が疑われるケースを主な対象としまして、通告受理後の初期段階において判明している事実ですとか、不明である事項を把握、整理をしていただいて、リスクアセスメントを行う場面において活用していただくことを想定してございます。

3では、各自治体の運用については、こういったリスクアセスメントツールというものをある程度参考にしていただいて、それぞれの自治体における関係機関の体制ですとか、これまでの連携状況さらには活用可能な社会資源、それぞれ違うと思いますので、そういった内容も踏まえた上で各自治体において都道府県の本庁が音頭をとっていただいて、管内市町村と十分協議を行って、マニュアル等の運用方法を定めていっていただきたいということ。さらにはこのリスクアセスメントツールの活用によって、必ずしも児童相談所と市町村の役割分担が機械的に決定されて、その後の援助、支援が一方の主担当機関のみで行われるというもので使うのではなくて、協働・連携した取組が行われるように留意して活用いただきたいということを、留意点として定めているところでございます。

実際にどういった方法で活用いただくかというものが別紙1の横の表になりますけれども、左側に児童相談所、右側に市町村がそれぞれございまして、通告をそれぞれどちらかが受けた段階で受理会議などを行っていただく。その際にそのリスクアセスメントなり介入の必要性の判断というときに、このツールを活用していただく。もしくは安全確認、初期調査を行う際にどういったことを、どういった観点で要は確認なり調査を行っていけば良いのかというようなものの材料を参考としても、項目として活用していただけるのではないかと考えておまして、こういった初期対応の部分でこのツールを活用していただくというようなことを想定しているものになります。

実際に市町村さんでは別紙2になりますけれども、この共通リスクアセスメントシートの例ということで、前々回のこのワーキンググループでも一度お示しいたいて、いろいろ御意見を伺いまして、それぞれ自治体の方からのその後の御意見もありまして、今回シ

ート例ということで、ある程度項目に沿った形で主な状況例をお示しして、その右側のところでもいろいろ判断したようなものを具体的に市町村で記載をしていただいで、リスクの判断につなげていくというようなシートをつくらせていただいでおります。

別紙2の7ページで、最終的な総合評価ですとか担当区分の決定までできればというようなことで、こういったシートの活用をしていただくこととなります。

これを作成、記入していただくに当たって、その次の記入上の留意点というようなもの。項目ごとにこういった観点でこういったものを見ていけば良いのか、確認をしていけば良いのかというようなものを、ある程度例示として出させていただいたりですとか、7ページでは項目のところのリスク因子の主な指標例ということで、これは前回のワーキングでもお出ししましたけれども、こういったものが考えられるということを羅列させていただいて、こういった共通の認識、情報共有のもとで双方それぞれがやっていただくことを考えているということです。

では実際にどのように記載していったら良いのかということもあると思いますので、別添資料として、シートの記載例もある程度こちらで書かせていただいで、これはあくまでも一例ですので参考ということで、こういった記載例もつけさせていただいて、自治体にお示しできればと考えてございます。その指針の中でこういったアセスメントツールなども活用していただきながら、アセスメントをしっかりと行っていくことを市町村にもお示しできればと考えてございます。

先ほどの資料3と資料5に戻っていただきまして、続きの第5章では、ここではいわゆる関係機関の概要、こういったところが関係機関として機能していくのか、具体的な内容としてどのような機能を持っているのか、役割を持っているのかというものを整理させていただいておりますけれども、その中では子育て世代、包括支援センターですとか障害児支援実施事業所、さらには子ども・若者総合相談センター、警察や医療機関の記載内容を今回、充実しているところになります。

第6章では、これも支援拠点の運営指針に書かれている内容になりますが、第3節で人材育成の必要性について新たに記載したということになります。

第7章になりますけれども、第4節のところでもいわゆる市町村における子ども虐待による死亡事例との検証の必要性ですとか、方法等について新たに記載をしたということになります。資料5で言いますと101ページ以降のところになりますが、第7章の第4節のところでも検証という表題のもとで、検証の目的、検証対象の範囲、再発防止のための検証の確実な実施、検証に関する会議の開催、検証報告の積極的な活用等ということで整理をさせていただいていることとなります。

以上が前回のワーキング、さらには2回のコアメンバー会合で御議論いただいた内容について整理をさせていただいたものになります。まだ全て盛り込まれているわけではございませんので、本日御議論いただいで、市町村に資する内容にさらによりよいものにしていきたいと思っておりますので、御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○松本座長 ありがとうございます。

何分大部でございますので、全てきちんとお目通しいただいた上で議論するという観点では不十分なところもあるかもしれませんが、できる限りの意見を出していきたいと思えます。

私から補足といえますか、全体の構成についてかなり大きな変更がありますので、確認をしてというふうに思えます。その後、コアメンバーの方で、実はコアメンバー会議のところで構成を決めてから分担をして下案をつくってまた議論をするという作業をいたしましたので、それぞれのコアメンバーの方から補足なり加えての御説明があれば、それはお受けして話していただいてから議論に入るといふふうにしたいと思えます。

目次の新旧対照表が資料4であります。それを見ていただきますと、第1章で言いますと理念規定を充実させて、児童の権利に関する条約について若干の解説を行ったということがあります。これは援助の内容そのものに関わるわけではありませんけれども、理念をはっきりさせるという意味であります。

見ていただくと分かりますけれども、1つは拠点の整備についてきちんと書いたということと、要保護地域対策協議会というのありませんでしたので、書き込んだということになります。対照表を見ていただくと分かると思えます。

第2章でありますけれども、これも全体的な支援の流れをかなり重点的に書き込むべきだというワーキングで議論が出まして、そのようにあります。改正前のところは相談・通告として、次に調査と入っていたのですけれども、もう少し子ども家庭支援全般について整理をしてから、要支援及び要保護という形で2段に分けて書くという形をとっていることが特徴であります。したがって、第3章のところも相談種別ごとの対応における留意事項とありまして、前の方は最初は虐待相談からばんと入っていたのですけれども、もう少し子育て相談等々、広いところからずっと話を起こして、やや詳しく整理をしていったという構成の変更になっております。順番の考え方についても御確認いただければと思えます。

事務局からの御説明もありましたが、第4章関係がこれまでにはなかった児童相談所との関係をもう少し丁寧に書かなければいけないだろうということで、かなり議論のあった点であります。ここについてはまた後で集中的に御意見をいただければと考えております。

第5章関係で言いますと、これまで特に障害のところについてもやや詳しく関連分野として書き込むことが意識的に行ってきたということになります。等々であります。

全体かなり議論が多岐にわたりますけれども、文言とか表現は別にして、構成自体についてまず御意見をいただきたいということと、その後で今日は4時までの時間ですが、できれば後半の1時間から1時間半は児童相談所と市町村の関係、送致ということも含めて、あるいはそこで共通アセスメントシートがもう一つ別の通知として出されるということがあります。これは相談支援の流れ及び児童相談所と市町村の関係のところと大変密接な関

係がありますので、共通アセスメントシートの内容あるいはここでの位置づけ方も含めて、後半そこに集中的に時間を確保したいと考えておりますので、できればこの後、前半のところはそれ以外のところでもう少しこういうことが必要であるなど御意見をいただいて、一旦ブレイクを入れて、後半は児童相談所と市町村の関係及びそのツールとしてのアセスメントシートの位置づけ方なり書き方、援助指針での書き方について集中的に御議論いただければと思っております。

コアメンバーの方で今の事務局の御説明あるいは松本の補足に関連して、追加的に御説明なり御発言がまずありましたらいただければと思います。特によろしいですか。それでは、その都度、御発言いただくということで、まず全体を通して少し確認をすべきこと、あるいは御質問等あればお受けしたいと思っております。

○後藤構成員 今回のタイミングが良いのか、アセスメントツールのところが良いのかと思ったのですが、今、事務局からの説明を聞く中で確認をしておきたかったのですが、資料6の共通アセスメントツールの部分なのですが、3枚目に図がございます。流れの関係なのですが、児童相談所が左にあって、右に市町村があるということなのですが、送致にも絡むと思うのですが、送致に向けた協議というのが市町村で言うとケース検討会議、児童相談所で言うと援助方針会議から矢印が出ているのですが、私の考えとしては送致の段階が通告を受けて受理会議の後、極めて初期に調査をどこがするかも含めての送致というものがあるだろうと思っております。

ガイドラインでも、流れのところでもどのように記載されているか細かく確認ができていないのですが、いずれにしても極めて早い段階で1つ、2つの情報で、要は極めて重大な身体的虐待の疑いがあるといったような場合には、即、市町村から児童相談所に送致をして、児童相談所が初期調査から行うべき事案があると思っております。このタイミングを逸すると後の対応がぐちゃぐちゃになりますので、そういった意味で送致に向けた協議のところの矢印が、受理会議のところからも出ていくべきだろうと思っております。それだけ先に発言させていただきました。

○松本座長 事務局の方で何か今の点でありますか。議論としては後の方でまとめてというふうに、大変大事な点かと思っておりますけれども、何か今の時点で事務局からありますか。

○事務局 基本的に通告を受理した機関が安全確認、初期調査を行うことが基本的な流れにはなりますけれども、確かにケース・バイ・ケースで緊急の対応が必要な場合においては、すぐにこれまでも市町村から児相に送致を行うこともケース・バイ・ケースでは確かにございますので、これはあくまでもオーソドックスな流れということでお示しさせていただくものなので、そういったことも分かるような形で表記させていただきたいと思っております。

○松本座長 ありがとうございます。送致のタイミングということについて、どのようにきちんと整理して書くかということかと思っておりますので、また改めて後半の方で議論したいと思います。

ほかに何かございますか。

○奥山眞紀子構成員 今のところと若干関係があるのですけれども、27ページの市町村における子ども家庭相談支援の流れという図があります。その中の初期アセスメントに緊急度アセスメント、リスクアセスメント、ニーズアセスメント、この3つが書かれているのですけれども、この考え方に関して皆さんで合意をしておかないと、何のアセスメントをするんだということが混乱すると思われます。実を言うと先ほど来の共通アセスメントツールというものも、一体何をアセスメントしているのかというのが若干混同しているような図も中に入ってきているので、それも含めて私たちが提示したい考え方をみんなで合意しておいた方が良いのではないかと思います。

○松本座長 ありがとうございます。今の点も後半のところできちんと議論する論点として整理させていただきたいと思ひます。

ほか全体を通して御議論すべき点、内容についての御質問等がありましたら。

○加賀美構成員 今さらという話になるのかもしれないのですが、第1節の児童福祉法の理念というのは、児童福祉法の改正のもともともということと言うと、確かに児童虐待の問題が深刻化するということがもとにあったから改正をしたということではあるのですが、さらにそのもとはというのは、保護から養育へという流れをつくっていかなければいけない。つまり保護中心というところにずっと重きを置いてきた国の施策全体を、養育を中心に変わっていくという捉え方で来たと思うのです。

という、その児童福祉法の理念の説明のところ、まずは2行目のところの全ての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化を図るため、児童福祉法の理念を明確化したと言っているのです。こういう言いぶりだと、相変わらず児童虐待の問題が一番前面に出てくる話になってきて、先ほどこのお話の中で、要するに全ての子どもの養育というところに重きを置いた支援拠点あるいは市町村の役割というところのイメージが、冒頭の言いぶりで少し違ってくるのではないかと私は思っているのです。今さらという話になるかもしれないですが、私はここが気になっているところです。

○松本座長 今の理念のところ、保護から養育というような流れが議論としてあったということをきちんと確認して、書き込むべきだという御意見だと思います。

時間の関係がありますので、これから30分ぐらいの時間のめどをとって、最初の方からざっと見ていきたい。そのときに共通アセスメントシート及びその使い方、児相と市町村の関係については、今日の後半としたいと思ひますので、それ以外のところで最初から確認をしていきたいと思ひます。

第1章の理念規定のところ、今、1点御意見として出ましたのは、要するに保護から養育へという大きな流れがあったところをきちんと書いておくべきだという御意見です。ほかにいかがでしょうか。

事務局に確認したいのですけれども、黒で普通に書いてあるところは現行の指針のまま

でございますね。

○事務局 はい。明朝体の部分については、現行の援助指針の内容をそのまま転記しております。

○松本座長 青のところは今回、新たに書いた。

○事務局 前回以降、追加したものです。

○松本座長 黒のゴシックは運営指針ですね。支援拠点の運営指針の内容で議論したところがここに来ている。

ほかに理念のところではいかがでしょうか。権利条約の説明というか確認のようなことを幾つか書きましたけれども、こういうものが要るとか要らないとかいうことも含めて、第1章のところでは御意見をいただければと思います。

ほかにもきつとあるのだと思いますが、ほかにも重要な議論すべき案件が残っておりますので少し先に進めたいと思います。

進め方ですけれども、今日全部出し切れない、あるいは今日見てお帰りになって気づいた点も出てくるかと思っておりますので、後でまた確認しますけれども、そういった点がありましたら来週の月曜あたりをめぐりに、週明けあたりをめぐりにメモを出していただいて、この次のコアメンバー会議までにはそれを含めて事務局に整理していただいて、最終的な案にしていくことにしたいと思いますので、もし残ったところがありましたら、あるいは文言等も含めて、書き方等も含めてありましたら、そういう形で進めていきたいと思っております。

続いて市町村の基本的な考え方というのは、基本的に現行のとおりとずっと来て、14ページのところで拠点づくりから云々と幾つかの求められる機能という整理にしてありますけれども、新しく書いてきたこのあたりのことはいかがでしょう。ずっと来て、役割分担の基本的な考え方ということから求められる専門性というふうに来て、知識、技術、態度と分かれているところは、専門性のワーキンググループで整理されている内容に基本的には沿った形でこちら書き込んでいくということになります。

第2章で言いますと、第5節のところではこれまでになかった要対協の役割、機能についてきちんと書き込んでいくという構成になっています。この2章についてコアメンバーの方で補足なり御説明なりがもし必要がありましたら。

○奥山眞紀子構成員 細かいことなのですが、数字なので間違っているのはまずいかなと思っております。12ページの死亡事例がゼロ歳児の割合が約6割強って、本当にそうなのですか。全体としてはたしか4割強だと思うので。

○事務局 今回、一番新しい12次報告においては約6割なのですけれども、確かに1～11次までは4割です。

○奥山眞紀子構成員 たまたま1年がそうだというのはまずいと思うので、全体として書いた方が良いのではないかと。

○事務局 どちらかに整理したいと思います。

○奥山眞紀子構成員 もしその1年を出したいなら、何年度報告においては6割強に至った

ぐらいな感じで書いた方が正確ではないかと思えます。

○松本座長 ここは数字の出典も含めて明確に書くということによろしいですか。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。お願いします。

○北村構成員 豊橋市の北村といいます。

14ページの例えば（3）で子ども食堂等の居場所づくりというような居場所という言葉があつて、（4）でも常に居場所であること、ここらあたりの居場所というものが少し新しいワードのような気がしていて、何か意図というか狙いがもう少しあるかなと思ひまして、もし何かそのあたりの背景といいますか、言わんとするところがもしあれば教えていただきたいと思ひます。

○松本座長 分かりました。今の点について御意見がありました。私も実は最初の居場所づくりというのと、（4）の常に居場所であることというのは、もう少し別の適当な言葉があれば、言葉としては検討した方がよいかかと考えておりましたので、そこも含めてコアメンバーの方だと。

○鈴木構成員 鈴木です。このところを書かせていただいたのですが、もともとの市区町村の役割というところがありますのと、最近での動きということで居場所の重要性ということがあったので、あえてそのような項目で書かせていただきました。言葉としてこれにこだわっているわけではないので、ここで議論をしていただいて、適切な表現に変えていただければと思ひます。

○松本座長 お願いします。

○奥山千鶴子構成員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

居場所というところでしたので、私も少し御意見を言わせていただこうかなと思ひたのですが、精神的な居場所という意味もあるとは思ひますが、私たち地域子育て支援拠点で大事にしているのが常設であることなのです。そういう意味で確かに心理的なハードルの低い、居心地のよい居場所ということもあるのですが、多分、子ども食堂も常設でやっているところはほとんどなくて、月に1回というところも多いと思ひのです。なので、いわゆる常設型で居場所機能がしっかりと整備されている地域子育て支援拠点とか、保育所、幼稚園等々の日常的に日中いるようなところが確保されているところと、分けて書いていくこともあるかなと思ひます。

（4）の常に居場所であることというところも、こちらは常設のイメージですかね。この辺の整理がもう少しできると分かりやすいかなと感じた次第です。

○松本座長 （4）は特定の場所というよりも、市町村とか地域が居住していく生活の場所であるという意味かと思ひますので。

○奥山千鶴子構成員 そうすると何となく二重、三重にいろいろ居場所の意味が使われている部分もあるのではないのでしょうか。

○松本座長 ここは整理をさせてください。この言葉が適当かどうかも含めて。

ろしいですか。

すみません、かなり急いで進めていますけれども、あとは要対協のところもこれまでなかった第5節も援助指針の中に位置づけて書いておこうということで、事務局の方で整理していただいたものが原文になっていますが、これについてこういう過不足がないかどうかということは御確認いただければと思います。

○加藤構成員 よろしいでしょうか。22ページの下のところ、具体的な内容については運営指針を参照されたいということなのですけれども、これは平成17年なので古いですよ。今後、要対協の運営指針については事務局サイドで作成をすると聞いたのですが、これはどのような形で次のステップとして作成されるのかどうか。そこら辺が分からないので、この要対協の役割と機能というものを書いていただいたのですけれども、ほかのところの整合性というのか、これももう少し検討する必要があるかなと思いますので、そこら辺また教えていただきたいと思います。

○松本座長 事務局からお願いします。

○事務局 今、御指摘のとおり、ここの21ページ、22ページに書いてある内容は、現行の要対協の設置運営指針に書かれていることをそのままある意味、要約した形で記載したということになります。

今後ですけれども、今日お配りしております参考資料2をご覧いただきたいのですが、A4横の都道府県児童相談所と市区町村の各種指針等に係る主な改正事項ということで、この1ページ目が全体像、都道府県に係る指針と市区町村に係る指針なのですけれども、右下のところ、要対協の運営指針についても、今年度中に要は必要な部分について改正を行う予定になっておりまして、その個表がめくっていただいて一番後ろの4ページに要対協設置運営指針の改正についてということで、今般の児童福祉法の改正絡みで幾つか新たに盛り込まなければいけない事項について、ここに列挙してございます。

1つが要対協調整機関への調整担当者の配置と研修事項が義務づけられましたので、その内容を記載していくということですか、調整担当者が業務を行う上で必要な専門性について、こちらは先ほどの専門性ワーキングで御議論いただいた内容について追加していく。もしくは要支援児童等に係る情報提供、これは12月に通知を出しておりますので、そういった内容などを盛り込むことで、とりあえず事務局でこういった改正内容について設置運営指針に盛り込ませていただいて、事前に市区町村ワーキングの皆様にも御確認いただいて、その内容と市町村の指針にも同じようなものを盛り込まなければいけませんので、今ここに書かれている21、22ページのものでもう少し新しく書けるような部分があるのであれば、そこに新たに書き込んでいくことを考えております。なので今ここの21ページ、22ページに書かれてあることが最新版、確定版というわけではないということで御理解いただきたいと思います。

○松本座長 あと、このワーキンググループで与えられた検討課題で、要対協の機能強化ということがたしかありました。それは来年度以降の検討課題として、このワーキンググ

ループの宿題として残っていると思いますので、そちらでも改めて議論をされる。ただ、4月に向けてのところについては、こういう形で事務局で整理されるという進め方だということですね。

○加藤構成員 時間的ないろいろな制約があるのであれば、そのような形で一旦、提出していただいて、とても大事な領域なので、それはまた追って共有していきたいと思っております。

○事務局 本日、構成員提出資料で加藤先生からも、この要対協の指針に関する構成ですとか全体の流れについて、資料7の3ページ以降のところでは御意見をいただいておりますので、こういったものも踏まえた上で改正を進めていきたいと考えております。

○松本座長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。ただ、要対協のところについてはそれぞれお目通しいただいて、この指針の中に書きこむべきこととして過不足がないか、あるいは表現等についても後で御意見を頂戴できればと思います。大きく分量を増やすことは、全体の総分量がかなりふえておりますので難しいと思いますが、それでもこの指針としてきちんと書いておくべきことという観点で御意見をいただければと思います。

ここについてはよろしゅうございましょうか。細かく見ていくといろいろな議論が残ると思うのですけれども、その後、第2章であります。第2章は援助の流れということを中心に大きく書いて、その中にアセスメントシートのことも含めて書いてあるということがありますので、きっとアセスメントシートの話になりますので、後回しにさせていただければと思います。

57ページの第3章関係のところでは、これまでの相談種別ごとにおける留意事項ということで、順番等も含めてかなり変えて整理をしてあります。そのときにはこれまでの虐待相談から入っていたところを子育て相談というところで、間口をかなり広げたところから入っていることが特徴でありますけれども、ここについて、そういう考え方も含めて御意見ありますか。これは井上先生から補足の御説明があれば。

○井上座長代理 結構です。

○松本座長 分かりました。

実際に市町村が受ける相談と考えますと、育成相談とかそのあたりが主かなということで、虐待相談だけに特化しないという考え方になっています。

どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 コア会議の中では、この前のところに井上先生の全体像が入っていて、その後にこれが入っていたのですが、全体像が前の方に移動してしまったということがあって、一気に相談種別ごとの対応で、育成相談がぼんと入ってしまっているのですけれども、その前に数行で良いので考え方みたいなものを書いておいた方が良いのではないかと。このように相談種別をすることによってカテゴライズすることのメリットとデメリットとあるとか、前もその話がたしか出ていて、1回その相談と決めたらずっとその相談で

はなくて、ケースでも変わっていくということとか、そういったことを少し前の方に入れて、それから個別の相談種別が出てきた方が良いのかなと思いました。

○松本座長 そうですね。第3章の前書きになるものですね。

今、コアメンバー会議でというふうに奥山先生からありましたので少し御紹介しておきますと、相談全体の流れということについてきちんと書くべきであるということで、2章のところで書くということと、もう一つ出てきた案として、3章の最初の方にも相談の流れということが両方案として出てきましたので、それを一元化して2章で全体の相談の流れを書いて、3章で個別的な留意事項と構成をしたということがあります。

ただ、今、奥山構成員から出ましたように、3章の前にも注意書きといいますか、これを読む際の留意事項について短くコメントしておくことは有益かと思しますので、そういう方向で整理をさせていただければと思います。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局の方で、ほかに関係部局からでも御意見等があれば。

○井上座長代理 今日母子保健課長の神ノ田さんが来られていますので、すみません、私が勝手にこう書いてみたのですけれども、これに対してイメージが良いかどうか。57ページの育成相談のところで、順番を変えて子育て相談でスタートするという格好で、健診のこととか少し触れて書いてみたのですけれども、大体。

○神ノ田母子保健課長 読み込んだ上でまた。

○松本座長 全体の構成としては虐待相談から入るというよりは、もう少し間口を広げて全体の育成相談からきちんと位置づけるという考え方で整理をしていることについてよろしゅうございましょうか。

もう一つは相談の種別に、それだけに固定化されないでいろいろな相談にまたがることがある、あるいは流動的であるということも含めて、こういうことは留意事項として見ておくべきだという前書きをつけるということによろしゅうございましょうか。内容については個々過不足がないかどうかということについては、改めてお目通しいただいて御意見を頂戴できればと思います。よろしいでしょうか。

その後、第4章が都道府県児童相談所の関係でございしますので、今日の後半部分にしたいと思います。

第5章関係で73ページからです。これは関係機関との連携ということで、これもこれまでにあったところを大きく残しながら、幾つかのところ、子育て世代包括支援センターであるとか、あるいは81ページ第9節の渉外関係のところにもかなり書き込む形になっている。あとは83ページからの支援拠点及び地域協議会として新たにつけ加えているところ。養子縁組家庭は85ページ。ここについてもつけ加えているところ、あるいは87ページの子ども・若者総合支援センター、警察等についてもかなり丁寧に書いていることになります。これまでの関係機関というところをやや場所を増やして、部分によっては丁寧に書き込むという構成になっておりますけれども、これについてもそれぞれ見ていただいて、おおむ

ねこのような構成でよろしいということであれば見ていただいて、また文言等で過不足があれば御指摘いただくという進め方にしたいと思いますが、よろしゅうございますか。どうぞ。

○吉澤構成員 9節のところ、障害児のところをすごく膨らませて今回、私も少しつけ加えながら膨らませたのですけれども、最初、障害児・者という形で、要するに子どものことをこれだけ盛りだくさん書くのはもちろん大事なことだと思うのですが、障害者と保護者の方に障害があったり、難病があったりということで、養育が困難になってお子さんの支援をしなければならないという相談も非常に多いですので、障害という区分で第9節を上げるのであれば、障害者というところでも同じようなスキームで総合支援法上は動いていきますので、私のところでは少しそこを書き込みながら9節は書いたのですけれども、今、障害者の方が消えてしまっているのも、そこはもう少し分かりやすくもう一度戻していただいた方が良いのではないかと思いますし、保護者の支援というところが非常に障害とは絡んで現実的には大変重要な支援になってくると思うので、障害者施策の中で障害者、我々側からすると障害を持っている保護者の支援がそこで活用できる、市町村のサービスとして活用できるというところが大きいので、そこは書き残しておいた方が良いと思います。

○松本座長 今の点にかかわって御意見ありますか。お願いします。

○渡辺構成員 さいたま市の渡辺です。

私もこれ全体を見ていて一番感じたのは、支援が大事だと言いながら、子どもの方から見ると書き込みがかなり細かくされているのですけれども、親をどう見るか。養育ができない親であることはたしかなのだけれども、その背景にどういったことがあるのかということ、誰がどのように見ていくのかということについての記述がない。これは実は里親さんたちの検討部会の方、社会的養護の方でも出ていて、精神障害のある親御さんが子どもさんを育てていらっしゃる最中に、児童相談所なり関係機関がこの親には子育ては難しいだろうということでお預かりします、あるいは里親さんのところに委ねましょうという話をしたときに、親御さんの精神状態が不安定である中で同意をとった。そして書類をつくった。その書類をつくった結果として、子どもが里親さんのところに委託なり篤志になってということが起こってしまうことに関する枠づけというか、そういったものが今の法律の体系の中ではないということ、法律の弁護士さんたちが危惧されていることをお伺いしているのです。

もう一点は、実際に死亡事例の検証の中でいろいろ出ている親御さんの背景を見ていくと、明らかに発達障害のある親御さんがSOSを出せずに、仕事をしている間に子どもさんが亡くなってしまっているということは決して数少ない報告例ではないことも起こっていると思うのです。そういった意味では支援というスキームで私たちはこれから取り組んでいこうという中に、親御さんに対してどうするかというものはどこかに書き込んでおいていただかないと、特に市区町村では目の前にあらわれた悲惨な状況というものにどうしても

左右されてしまって、その裏側まで、親御さんのところをしっかりと見るための手立てを講じるころまでなかなかいかないかなと思いますので、保護者の見立てというところについては是非どこかに書いてほしいなと思います。

以上です。

○松本座長 今の御意見は80ページの第9節に限らず、全体を通してということですね。分かりました。

ほかに関連して御意見がありましたら。

そうすると、9節の障害児のところは障害者も含めて書き戻す。あるいは障害者支援も含めてどこかに入れておくことが1つと、もう一つは全体を通して親支援ということをごくどこにもう少し強調するよなということに入れ込めないかという全体を通しての御意見かと思います。

○加藤構成員 今の親支援の関係ですけれども、49ページに関係機関との連絡調整というものがあるのですが、ここには知的障害者更生相談所とか、発達障害者支援センターという形で入っているかなど。精神保健福祉センターのというのは多分、親のメンタルヘルスの支援ということなので、この部分がせつかくあるのであれば、それもちろんと生かして親支援の機関を入れてもらうことになるかなと思うのです。

それと、関係機関との連携の重要性と書いていただいているのですが、実はこういう次の3番のところで複数の機関が連携しながら支援を進める場合に云々は、要対協でかぶって情報が共有できるんだというところがあって、こういう支援にも結びつくので、この中で文章を読ませていただくと、ケースマネジメントを行う必要があるが、どの機関がこれを行うのか常に明らかにしておく必要があるといった文言などは例えば、個別ケース検討会議など要対協を利用して明らかにするというのも含まれてくるのではないかと思った次第です。

○松本座長 ありがとうございます。

関連して御意見ありますか。なければ今、出たところは今日の居残り会議でどういう形で整理できるか検討させてください。

ほかに今の第5章関係で、時間がありますのでここは全体を後でお目通しください。

○北村構成員 87ページの警察等の関係で、非行少年への対応も89ページに入ってきているのですが、法務省さんがいわゆる鑑別所を最近法務少年支援センターというところで、そういった相談の対応もしているところもありまして、そのあたりの法務少年支援センターの活用みたいな部分も入れ込んでも良いのかなと思いました。

あと、先ほどの64ページ3章の第5節、各相談の中で非行相談はあまり修正が見られていなくて、実は非行相談とか非行臨床は難しいところがありまして、かなり親御さんについても困難を抱えている部分が非常に多いですし、周りとの関係の中でも困難さがあるなというところ。要対協の中の要保護児童というところがあったとしても、かなり要対協としてもこの対応については苦慮するところがあるのかなと思いますが、そういった中で今

回64ページのところで、地域ネットワークを利用しながら支援を継続することが新しく追加されているのですが、ここで言われている地域ネットワークというのは何か新しいものがあるのか、どのようなところがあつたかなと戻ってしまうところがあつて申し訳ないのですが、もし何かイメージするところがあれば教えていただきたいと思います。

○松本座長 64ページの非行、その前段のところで資源で少し書き込めるところがあるのではないかという御指摘は、そのような形に沿って整理したいと思います。

もう一つは64ページの地域ネットワークというところですが、これは事務局で何か想定されているものはありますか。

○井上座長代理 そこを少し書きました井上です。

特に非行の問題とかこのことに関しては、学校教育の方がメインに担当して下さっていることが多くて、従来、こういった要対協とその他ができる前から、学校教育、警察、児童相談所の3つで動きがあつたのです。ですからそれを私たちは今回意識したいのは、それですと通るのではなくて、そういった問題のケアが必要な子どもさんと家族に気がついたら、それも要対協の方にしっかり乗せていって、その中で支援の段階をどこまでするかということ。それを一緒に考えながらしましょうというのがイメージなのです。ですから地域ネットワークという言葉でくくってしまっているのですけれども、具体的には基本的に学校教育が中心になっていって、それにいろいろな支援をつけ加えられる支援と一緒に考えていきましょう。そういうイメージで考えていただきたいと思います。具体的な事業は幾らでもあるのですけれども、全部挙げておいたら漏れがあるといけないのでという形で省いております。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 今のところなのですけれども、全体にそうかもしれないのですが、どうしても子どもに主眼が置かれてしまうので、14歳以上の子どもは警察や家庭裁判所、そのとおりののですけれども、その家庭があるわけで、その家族とか家庭の問題というのもあるので、そういうケースはあつちで良いんだみたいな書き方ではなくて、もう少し家族の問題などにも目を配らせておく必要があると思います。例えば犯罪に至る背景に虐待があつて、そうしたら兄弟も気をつけなければいけないという話も出てくるわけで、その辺も家庭全体として、見ておく必要があるのではないかと思います。

○井上座長代理 ありがとうございます。すごく大事なところで、64ページの青のところがあるのですけれども、恐らくぐ犯行為の相談等は常に養護性の有無を検討すると終わっているのですが、私も奥山先生が言われるとおりの、そういったところはしっかり念頭に出していって、ほとんどの場合、むしろネグレクトとか心理的虐待のところに入っていき、そういったケースになってしまうのではないかと考えています。

触法行為の子どもさんのところも、ここは外されているのですけれども、私としては一

番最初に見つかったお子さんがいて、ほかの周りの同じように共犯みたいな形でやった子どもさんたちも調べてみると、やはりケアが必要という子どもさんが出てきた場合は、私たちは基本的な考え方として要支援の4番ぐらいの高いところに上げて、まず認識して、きちんとした評価をした後に要支援の程度が下げられるようであれば下げていくという考え方を見ていった方が良いのではないかと考えています。ですから必要がありましたら少しその辺を検討させていただいて、中身を追加できたらなと思っていますけれども、竹中さん、それでよろしいですか。何か追加がありましたら。

○事務局 64ページの地域ネットワークですけれども、具体的には90ページの囲みの下ですけれども、教育委員会等と警察の間で締結した協定に基づき、非行少年問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度、その下の方に学校警察連絡協議会というものが市町村の区域等を単位にして、全ての都道府県に一応設置されているという枠組みがあって、これと連携なり活用をしていただいて支援に当たるというようなことになると思いますので、その辺の関連性も含めた形で整理ができればと思っています。

○松本座長 ありがとうございます。その関連性が分かるようにもう少し明示することと、非行問題について家族の問題にも目を向ける。文言は別にして、書き込む方向で検討することでよろしゅうございませうか。

ほかにもいろいろなことが追加で出てくると思うのですけれども、冒頭申し上げましたように後段の議論に時間を割きたいと思いますので、関係機関のところそれぞれお目通しいただいて、お気づきの点があればメモの形でお寄せいただければと思います。

第6章は支援拠点の体制ということで、これは既に支援拠点の運営指針のところでもかなり御議論いただいているところでもありますので、ここについての議論は既に終えたということで割愛したいと思います。お気づきの点がもしあれば改めて後でお寄せいただければと思います。

あとは101ページの検証です。これは新たにまた運営指針の中で書き込んだところでもありますけれども、これを書くことについてはこういう方向でよろしいということであれば、内容について過不足の点があれば御指摘いただければと思います。

お願いします。

○後藤構成員 市町村も積極的に検証すべきだということを今回盛り込んだということですね。意見は、自治体での検証を行うということは、当然進められているので、都道府県の検証と市町村の検証とそれぞれがやるとするのか、一緒にやるとか、そういうことも含めて記載があると良いかなと思いました。

○松本座長 どこがやるのかという主体について明確にということですか。

これは事務局の方で何か御意見なりお考えはありますか。

○事務局 102ページの4番のところ、検証に関する会議の開催ということがございます。その(2)で市町村の所管課と児童相談所が検証作業に参加、協力して云々ということ

一応書かせていただいている、都道府県が検証作業に参加、協力することも必要であるということで、今回はあくまでも市町村がやる場合のというふうに主語がなっているので、確かに今、基本的には都道府県の審議会とかそういった中、もしくは第三者委員会をつくってやっているという現状もあるので、そこら辺の都道府県検証と市町村検証の関係についても何かこのところで触れられたらと思っております。

○後藤構成員　そこら辺をお願いしたいと思えます。

いずれにしても市町村も積極的にというか、市町村の子どもさんの事案なわけですから、積極的、主体的に検証すべきだということは、しっかりと明記した方が良いかなと思えます。

○松本座長　ありがとうございます。実施主体のことについてもう少し明確に位置づけた上で、市町村の仕事としても位置づけるようにというメッセージをきちんと書く方向で整理をさせていただければと思えます。

ほかにもここについてはいろいろな過不足の御意見があるかと思えますけれども、また改めてお気づきの点があれば、メモの形でお寄せいただければと思えます。大きな議論を残しておりますので、後半はそちらに時間をとるという形で進めたいと思えます。

ここで10分の休憩をいただいて、後半の議論に入りたいと思えます。一旦、休憩をいただきます。

(休 憩)

○松本座長　それでは、再開をしたいと思えます。

後というふうにして残しておいたところが2章と4章であります。特に2章は全体の支援の流れを意識して明示すべきであろうというのが、これまでの現行の指針との改正の大きな点であります。

それとの関係で例えば25ページのところで、アセスメントの必要性についてやや丁寧に書いたということと、支援の流れを一旦図示して、28ページで全体のアセスメントのツールも参照してくれというふうにして、別途先ほど御説明のあったアセスメントツールに関する通知での提示ということと連動させているということでもあります。

もう一つは、30ページのところで市町村への事案送致について、あるいは都道府県から市町村への通知について、こちらでも書いてあるということになります。

あとは47ページあたりですけれども、これまで書き加えた支援の終結と転居への対応について、きちんと明示するという書き方になっています。

もう一点は、54ページからの居住実態が把握できない児童への対応ということで、かなり詳しく書き込んでいるということになります。これが2章の大きな点であります。

その後、4章関係で言いますと、66ページから見ていただいて児童相談所の概要があって、67ページの第2節で協働・連携・役割分担というところで送致について触れられてい

るということと、69ページの第3節で指導措置について委託を受けての対応ということで、かなり詳しく書き起こしていること。71ページの第4節に行きますと、送致される事案への対応について丁寧に書いていることになります。その後、6節、7節で都道府県の支援について、都道府県が市町村に対して支援を行う必要について書いていることと、権利擁護についてはこれからもう少し書き起こすということですね。だから今日は間に合わなかったという形です。

○事務局 現時点で具体的に書けなかったのも、また検討させてください。

○松本座長 分かりました。

ここについて、これまでになかった送致あるいは指導委託について、どのような形でこととして了解して書くかということがとても大事なことだと思いますので、全体を通して今ところに対して御意見をお願いいたします。

○奥山眞紀子構成員 全体の流れを見ていてなのですが、先ほど親支援についてがあまりないという話が出ていたのですが、どうも妊婦さんに関する記載が少ないような感じがしています、例えば児童票はあるのですけれども、妊婦さんの記録はどうするのかというところがよく分からないとか、全体として妊婦さんにもう少し焦点を当てて書かないと、妊婦さんのところが抜けてしまっていると思います。

どうしても児相との関係だ、送致だ、子ども虐待のところどうしても目が行ってしまうのですが、特定妊婦は特定妊婦でやらなければいけないことはかなり出てきているし、多いし、特別養子縁組へのことも知らなければ支援は当然できないわけですし、その辺のところをもう少し書き起こした方が良いのではないかというのが1つ。

もう一つは、市町村での支援における自立支援のところは抜けている気がするのです。終結のところ、つないだらおしまいというニュアンスの1行があるのでありますが、つないでおしまいというよりは、自立に向けた支援ということも考えなければならぬところだろうと思うので、そこが抜けているのではないかという気がしています。その2点が気になりました。

○松本座長 ありがとうございます。これは先ほどからの議論の流れで、全体として親支援という観点をきちんと書いたらどうかということとの延長だと思います。妊婦さんのことも含めてきちんと書くべきだという御意見。それはそういう形で居残り組で調整を、ブーメラン効果かもしれないけれども、あとは自立支援のことについても少し書くというふうにしたいと思います。

北村構成員、お願いします。

○北村構成員 妊婦さんのところは保健相談ところで割ときめ細かく、妊娠期から59ページに書いてありますので、そこのつながりも出るような形の中で、2章の中でも触れていただくと良いのかなと思います。

○奥山千鶴子構成員 親支援ということ言えば、地域子育て支援拠点の中でもファミリーサポートセンター事業ですとか、一時預かり事業ですとか、かなり親のレスパイトのと

ころをしております。また、そのような社会資源をコーディネートする機能として利用者支援事業が入っていますので、上手く入れ込んでいただければ良いかなと思っております。よろしく願いいたします。

○松本座長 ありがとうございます。今のことに関連して何か御意見ありますか。親支援という観点で今、幾つかの御意見が出ました。

どうぞ。

○吉澤構成員 私も2章のところをたたき台みたいな形を出してきたときに、「等」でまとめて要支援・要保護児童等になっているのですけれども、私はあえて「等」を全部特定妊婦を入れて、最初事務局の方に出したのです。というのは読んでいるうちに特定妊婦というものをやらなくても良いように、忘れてしまうのです。「等」と1文字入れるのか、特定妊婦と入れるのか、3文字の違いなので、意識させる意味でも特定妊婦という言葉をあえて「等」にまとめない方が良いのではないかと、非常に意図的に私はたたき台をつくる時に特定妊婦を全部起こしたのです。というぐらい現場は特定妊婦は母子保健サイドとか保健サイドでやってねという感じで、そこまでやらなくても良いのではないかみたいなニュアンスがあるように私の自治体を通じると感じるのですが、どうですか。やっておられる渡辺さん。

○渡辺構成員 特定妊婦は入れていただいた方が良いなというのが1つと、せめてつないでくれば良いのですけれども、「等」になってしまうと、この人はちゃんと支援が必要な対象であることも落ちてしまう可能性があるので、切れ目のない支援をしていくためには是非文字としては起こしていただきたい。

それから、特定妊婦をやっているときに一番ネックになるのは経済的な問題です。そういった意味では今、使える経済的に妊娠中に支援していただけるメニューというところでは、私たちは生活保護というものを現場的にはかなり駆使しています。ただ、そのときにはそれぞれの福祉事務所長さんの判断がどう出るかという点では、1つ文章として何か根拠となるものがあると、妊婦さんの支援に直接的にサービスできるものがふえるのかなと思っていますので、あるとありがたいです。

○奥山眞紀子構成員 特定妊婦さんへの支援を1つの項目として起こしても良いと思います。

○吉澤構成員 最初あったのです。これは誰が書くのかなと思っていたのだけれども、いつの間にかなくなってしまっていて、特定妊婦というものがあったのです。だから書き込みましょう。

○松本座長 全体の御意見として特定妊婦の支援については強調する、あるいは文字として起こす、あるいは書き起こすという形でもう少し強調する、明示する方向での御意見かと思しますので、また居残り組の方に。

○事務局 事実確認だけなのですけれども、23ページの第2章は支援拠点の運営指針に書いてあるものですが、「さらに」のところで要支援児童もしくは要保護児童及びその家庭

または特定妊婦等、これが長いので便宜的には要支援児童及び要保護児童等とやっております。なので略さずに、これを全部書くということはもちろん可能です。

あとは特定妊婦への支援では、先ほどの相談対応における留意事項のところ特定妊婦への相談ということも書き起こすことも案としてありましたけれども、それを保健相談の中である程度入れ込んでいただいた形で今、整理していただいている状況ですので、その関連性も含めてまた御議論いただきたいと思っています。

○松本座長 今の点についてはよろしゅうございましょうか。

○奥山眞紀子構成員 保健相談の中で書かれていることはかなり保健そのものの相談なので、それだけではなく、子どもを育てられない可能性のある家庭への支援計画とか、あるいは出産後退院前にしっかりと地域での支援計画を立てるとか、その辺のところをきちんと書き込まないといけないと思います。

○松本座長 関連して何かございますか。

○加藤構成員 確かに特定妊婦と要支援児童と要保護児童というのは、要対協の中でちゃんとやると書いていますので、そこら辺はきちんと特定妊婦という形で書き込み、別で起こした要対協の中にも、きちんとそこで担当者が調整機関もちゃんと見ていくよというふうに再度書いておくと、ネットワークでやっていくんだということが認識されるのではないかと考えています。

○松本座長 分かりました。

ほかの論点でいかがでしょうか。お願いします。

○後藤構成員 第2節の記載内容の整理についてです。25ページからの第2節、子ども家庭全般に係る業務ということで、その中に1、26ページに2、そして28ページに3という3つに分かれているのですが、ここに書いてあることがどうも重複したり、行ったり来たりしている感じがして、特に2でここは流れを書かれているようにあるのですが、最初のところに相談、通告を受けというようなところからスタートしているのですが、あとずっと見ていると、次の27ページの真ん中あたりに「また」とあって、市町村における子ども家庭相談のポイントについては、この図に整理されるということで、28ページの上に受付経路はポピュレーションアプローチからの気づきと、気になる子どもとかの相談、通告の2点に大別される。むしろこれが最初に出た方が良いのではないかと考えて、以前の記述と新しく書き込んだものが前後したり重なったりしている感じがありました。

28ページの3番のところも、ここも流れであるような注釈であるような、そこら辺の整理がよく分かりづらい感じがあるので、一度どういう形で整理するのかをよく見た方が良さかなという気がしました。それが1つです。

もう一つは26ページの点線の中、これはまさに流れで、相談・通告の受付からの流れが書いてあるのですが、これは要保護児童等の対応の流れで、あとの第3節を要約しているのか、そこら辺も整理のやり方かと思うのですが、気になりました。

ついでに言うと、先ほど私が言った点ですけれども、②のところ受理会議の結果、緊

急に児相へ送致すべきケースについては送致するというのがあるので、書き込まれてはいるかなという気がしました。

もう一個だけですけれども、ここで言う相談・通告の受付とか、受け付けたケースとか、新規受理ケースとかあるのですが、特に母子保健でのポピュレーションアプローチからしたときに、気づいた子どもさんとかの受付をどうされているのか。それといわゆる子育て窓口で相談・通告を受け付けて受理しているものと、どのように市町村の中で統一的に整理していくのか、されているのかというのは私はよく分からないので、もし教えていただければと思いました。

以上です。

○松本座長 今、大きく2章の流れのところの重複したり前後しているところがあるので、もう一度全体の流れを整理するような形で見直したらどうかという、大きくそういう御意見だと思います。それはそういう形で見直させてください。

もう一つは受付のことですね。これはどなたか今の御質問で、市町村の受付はどうなっているか。

○渡辺構成員 多分、私に向けての質問かと思いました。

市区町村は住民登録というのは出生届、もっとさかのぼると妊娠届が法律上、義務づけられておりますので、それを受理した段階で、多くの場合は住民としてそういう対象がいることを母子保健では把握します。それに基づいてさまざまな妊娠中の健診の受診券をあげますとか、予防接種が受けられるようにいついつやりますということも本当にきめ細かく決められているものがありますので、それに基づいて一貫管理という言葉を使うのですが、1人の子どもの1人のカルテを少なくとも就学までは具備している自治体が大多数だと思います。なので問題が起きてからではなくて、そこにいたら既に受付されている。そして、そういう子がそこにいるよということは知っているのが母子保健の特徴になっています。

○後藤構成員 基本的に全てのケースが受け付けられているということですか。

○渡辺構成員 はい。住民票があれば。

○後藤構成員 そういうことですよね。

○渡辺構成員 ない子でも、あることがあります。居所不明の関係もそうなのですからけれども、何らかの相談があると全て記録を起こします。これは実は保健師ですとか国家資格を持っているお医者さんはそうなのですからけれども、相談受理をした場合に記録を残すことが法律上、義務づけられておりますので、そういったところからも相談を受けたら記録を残すというのが普通のことで、住民票があろうがなかろうと保健センターや市町村の保健師たちはつくっています。

○後藤構成員 相談を受けたらですか。

○渡辺構成員 住民票がない人の場合は、相談があった時点で動きます。住民票があれば、できた時点から。

○後藤構成員 基本的には管内にお住まいのというか、全部の子どもさん、家庭を把握して受け付けている。

○渡辺構成員 それがポピュレーションアプローチです。

○後藤構成員 そうですね。そうすると、受付というのは新規の受付ではないし、再受付に全てなると思うし、改めてここで受付と言う必要もないのかなという気もしたりしました。

○井上座長代理 今、渡辺さんが言った形で全体を把握しているのですけれども、この形の中で、これはケースとして考えた方が良いなというものと、そうでないものに大きく2つに分けるのです。大体最初のここに継続訪問で18~20%ぐらいの方たちをケアという形で見ていくのですけれども、残りの人たちに関しては受付はしているのですけれども、問題があるとは考えていないという状態で見えている。ところが、それで大丈夫と思っていたのですけれども、子どもさんが3歳ぐらいになられたときにある問題があつて、要対協の方に名前が出てきた。そういう事実もあるわけなのです。そのときは相談を受け付けるという形でやっていて、何が問題だったのかというのを母子保健の今までの経過のところと重ね合わせて検討する。そんなやり方をしているのが実際のところですよ。イメージはそれでよろしいでしょうか。

○吉澤構成員 分担して井上先生と私とでたたき台みたいなものをつくって、この間のコア会議で順番を入れかえたりとかしているんで、これでも大分整理されてきたと思うのですけれども、それでも分かりづらいのだろうと私も自分でも思います。

27ページの下部分は井上先生がつくってくださっていて、後藤さんがおっしゃるとおり、これを前に持っていった方が多分、おさまりが良いのかなと思います。その上の26ページの真ん中ぐらいから27ページの上のところの点々の四角で囲んである流れというのは、どちらかというところというか、要支援、要保護児童の流れという形になるので、その辺も分かりやすいように位置を少し整理していった方が良いかなと思います。

井上先生がつくってくださった27ページの流れというのは、コア会議の中でも2章に入れるか、もしくは1章に入れた方が市町村全体のというふうな1章はそのように分けているので、1章に入れた方が良いのではないかという意見もあつたりするので、またそこも居残りでも検討したら良いのではないかと思います。

井上先生がおっしゃってくださったこの補足みたいな感じなのですが、母子保健では今、渡辺さんがおっしゃったように、いつぞやこんなふうに関係に母子カードというものを私の方でも資料として出させていただきましたが、全員の子どもの1枚、生まれた妊娠期からおおむね3歳児までの個別の実態把握票に当たるようなものが全員つくるわけです。紙として残っていて、その中で要支援児童に当たる、もしくは要保護児童に当たるケースについては、今度の支援拠点のようなどころと連携しながら、さらに児童相談所と連携しながらというような2段階、3段階構えという形になっているのが現状です。だから受付という言葉の意味合いも、整理していかないと分かりづらいのだろうなと感じまし

た。

○松本座長 よろしいですか。全体としてこのところの流れを分かるように整理するという観点での御意見が出ていますので、そのようにしてこれは居残り組の検討事項とさせていただきます。

ほかはいかがでしょうか。あとは大きなところで構成員の提出資料ということで、事前配付以外のものも鈴木構成員から出ていますけれども、安部先生、後藤先生も児相と市町村との関係で幾つかメモを出していただいていると思いますので、児相と市町村の関係あるいはそこでの送致あるいは指導委託ということについて少し議論を移したいと思うのですけれども、よろしゅうございましょうか。

まず資料を出していただいている方から御説明をいただいて、議論の口火としたいと思います。では安部さんからまずお願いします。

○安部構成員 2つ出させてもらいました。表と裏は別のものです。

1はコア会議の中で、市町村というところと子ども家庭支援総合拠点とか支援拠点というのが同じなのか別なのかというのがこの会議でも当初ありましたし、書くときにも支援拠点と書くのか市町村と書くのかというのがずれたというのがあって、コア会議の中で1回出したのですけれども、このように整理したらどうか。つまり子育て世代包括支援センターとの兼ね合いも含めてこのように考えていました。

そもそもが支援対象としてポピュレーションからハイリスクまでします。ポピュレーションのところを手厚くし、それでも支援が必要だったらネットワークで支援をし、ハイリスクのところまで支援対象で、右側の担当機関の守備範囲というところですが、横軸が子どもの年齢です。縦軸がリスクの問題です。出生前から先ほどから出ていますが、ポピュレーションで保健センターが入り、6歳ぐらいを目安に、でもその後は精神保健を中心に18歳まで保健センターが担当しているだろう。そして6歳以降は学校教育が中心で、0～3歳ぐらいまでは地域子育て支援拠点对応しているポピュレーションの部分です。それよりも少し個別のケアが必要な妊娠期からの一括相談が子育て世代包括支援センターで、けれども、そこは要保護は入らないということで、要対協の調整機関がこの部分かなと。これらを全部含めたところが支援拠点ということなのですけれども、だから全体を支援拠点と言っているところと、赤で囲っていますが、調整機関のところを支援拠点と言っている。同じ言葉が出てきているような気がしているかなと思っています。

児童相談所は本当にハイリスクな部分からネットワークの部分までカバーしている。出生以降かなという気がしています。今のが支援拠点の守備範囲という話です。

裏側を見てください。もう一つは児相から市町村への指導委託で、この後、鈴木さんが話をすると思いますが、分からないと。何で指導委託なのか分からないと言ったので、どんな場合なんだと言われたので、こんなふうかなと思いました。

図の横軸が危険度です。縦軸が保護者との関わりが良いか悪いか。上が良い、下が悪いです。危険度が高いと児童相談所は保護者との関係が良いか悪いか関係なくカバーする。

市町村は危険度の低いところからある程度高いところまでするのですけれども、基本カバーできるのは保護者との関係が良いところなのです。そうすると一番の現実的な課題として危険度はそんなに高くないけれども、保護者との関わりが高いというところがほったらかし、どこも手が出ないというのがあって、そこはここでBと書いたのですけれども、その部分に対して指導委託で児童相談所が出てきて、だから児童相談所が出るほど危険度は高くないけれども、ちゃんとしなければだめだよと支援の枠組みをして市町村が実態的に支援に入るといふ枠組みづくりとしてのBがあって、もう一つ、既に市町村をやっているけれども、危険度がある程度高いというか、児相しかやれないほどは高くない。市町村もやれている部分なのだけれども、これは市町村から要請がある場合を含んで市町村だけでは不安だとか、実態的に連携してやれていればそれで良いのですが、でもこの一緒にやりたいというときに枠組みをしておいてほしいというものがある、例えば具体的に言えば児童養護施設退所後の6カ月間の児童福祉指導とか、職権保護して保健師の受け入れ、保育所の通所なんかを条件に帰すという場合、それで児相終結ではなくて、枠組みをしておいて委託というふうにしてもらって、委託なのでできていなければ児相に通告するよと言って児相に戻す。3つ目は移行です。児相から市町村に移したいというときに、このように考えたら良いかなと思いました。

以上です。

○松本座長 今の御説明の中で、ガイドラインの文言の書き方などに反映させるべきところ等がありますか。

○安部構成員 1ページ目、表側で言えば市町村というときと支援拠点という言葉が出てくるので、特に要対協調整機関の部分を指すときに、その言葉を両方とも支援拠点と言っているような感じがしていて、だから精査はしていませんけれども、要対協の調整機関が担っている部分のことは何て書いていたっけみたいな。だからそこら辺は言葉の確認をしておいた方が良いかなと思いました。

○松本座長 2点目のところについては、文言としては特に。

○安部構成員 裏側については鈴木さん対策です。つまり鈴木さんが納得してくれば、もう一つはこのようにイメージして使えば良いのではないかとあって、だからこれを盛り込むかどうかは。

○松本座長 全体の共通認識をつくる。特にこのワーキングの中で市町村と児童相談所の関係、新たな制度的枠組みも含めてどのように理解するかということがないと、このガイドラインも書けないと思いますので、その共通の理解をつくるための御提案だと考えたいと思います。

加藤先生は要対協の運営指針に関するメモですけれども、今、児相と市町村の関係についてということですが、関連して御説明はありますか。

○加藤構成員 特にないですが、先ほどの特定妊婦については項目立ての中でもとても大事な項目なので、是非要対協の運営指針の中にも特定妊婦に対する連携であるとか、事例

でどのようにして実際に連携していくのかということも入れてほしいという、関連させればそういうことになります。

○松本座長 分かりました。

続いて後藤構成員からメモをいただいておりますので、これも市町村と都道府県との関係についてあれば、2点目も含めて御説明いただければと思います。

○後藤構成員 13ページに提出しております。1は今の児相と市町村との関係のところ、特に送致についての扱いについての考え方なのですけれども、これは前回のワーキンググループのときに私の発言をまた自分なりに再整理をただけなのですが、要は送致合戦が起りかねない。これを避けるためにどう整理をするかということなのですけれども、一番良いのは児童相談所と市町村がそれぞれの地域個別に協議をして、それぞれの地域ルールを決めるなり、その時々で円満な話し合い解決ができれば、それが望ましいと思っています。そのルールづくりをするのが大事だと思いますけれども、それがどうしても整わないときにどうするかということを決めておかないと、最終的に送致合戦が起り得るかと思っていますので、前回、お話したとおりに市町村からの送致については児相は拒めない。逆に児相から市町村への送致については、市町村の同意がない限り強制できないという趣旨にするのが良いのかなという意見です。

ちなみに大分県の例ですけれども、児童相談所が市町村に送致をしたいと思っている想定事例は2つなのです。1つは警察からのDVに絡む心理的虐待の通告については市町村が支援的に入った方が良いだろうというのが1つです。もう一つは泣き声通告です。これも多くは支援的な要素が強いので、市町村にできれば一義的にやってもらいたいということで個別に協議をして、おおむねその方向で行っているということになります。

続いて3と書いてありますが、2の間違いですけれども、警察からの通告についてもついでに言わせてください。先ほどのガイドラインでいくと、関係機関とのところで88ページに警察との関係で整理をしていただいておりますが、(2)で児童相談所への通告とあります。警察は市町村、児相に通告しなければならないこととされているが、通告先については少年警察活動規則により児童相談所とされていると書いていただいております。ただ、従来の記述がそのまま残っている箇所が幾つかありますので、それとの整合性の整理が必要かなと思っています。

24ページの一番上(3)警察からの通告等は、保護者の居住地にかかわらず、子どもの現在地を管轄する市町村に行われると、ここでは警察からの通告は市町村に行われると書いてあるのです。もう一カ所、33ページは②アのところです。警察からの25条通告は原則として文書で行われて、これは同じ記載ですけれども、子どもの現在地を管轄する市町村に対してなされる。同じく34ページのウで警察からの身柄を伴う通告についても市町村で行われる旨の記載がありますが、実務上、警察は制度上は市町村に通告できるのですけれども、少年警察活動規則を根拠に児童相談所に一律通告していますので、今、指摘した3カ所については、記載を削除しても良いのではないかという趣旨です。

以上です。

○松本座長 警察のところについて確認しておきたいと思いますが、事務局からはここは考えられますか。実態に合わせてということ。

○事務局 御指摘のとおり、今、少年警察活動規則で法律上は児童相談所や市町村、福祉事務所などに通告することができるようになってはいますが、警察庁さんの規則で都道府県児童相談所と限定しています。そういった昨今の状況も踏まえて、厚生労働省としても警察庁さんと協議を行っておりまして、何とかケース・バイ・ケースによって市町村への通告というものも考えられないかという相談をさせていただいています。

実際に要は警察から市町村に何もないかということ、そういうことではなくて、通告ということではなくて、児相に通告した、市町村にも念のためということで、制度上、仕組み上は情報提供のような形になると思うのですが、そういった情報が実際に警察から市町村には行っていることもかなりございます。そういったときの対応という意味で、この市町村の指針の中にも規定をさせていただいているところなのですが、通告に限った意味合いで言うと、確かに警察からは来ていない状況ですので、その辺の書きぶりを工夫させていただきたいと思っています。

○後藤構成員 よく分かりました。そうですね。児童相談所長会からもたしか要望を例年出して、警察から市町村にも通告をするようにしてほしい。警察活動規則を改めてというような要望を出していると思うのですが、その趣旨からすると、そういうことも踏まえた記載にさせていただくと、こうなっているけれども云々ということも含めて記載させていただくとありがたいかなと思います。よろしくお願いします。

○安部構成員 警察からの通告は残した方がよいなと思うのですが、33ページの身柄を伴う通告については削除してよいかなという気がするのです。警察が身柄を伴う場合というのは、家に帰せないとか、家が分からないとかいう場合に限られるので、それは市町村の業務ではなくて児相の業務だということで、これはなくても良いのではないかと思います。

以上です。

○松本座長 この点については事務局でも整理していただいて、改めて整理していただいたものを皆さんにまた見ていただくということでもよろしゅうございますか。

今、後藤構成員からのメモの1点目は、実際のこちらのガイドラインの素案に反映させるとしたら、どのようなことがあり得ますか。

○後藤構成員 どの場所だったか分からないですが、先ほど見たときに送致を受けるところがどこかにありましたね。71ページのところです。

○奥山眞紀子構成員 1つ、何で間に指導措置が入ってしまったのかと思います。後藤先生が書かれているように送致の考え方というものを書いて、市町村からの送致、児相からの送致というのを一緒の場所に書いた方がよいと思います。間に指導委託の話が挟まってしまっているのではとまらないと思います。

○松本座長 それは書き方としては。

○奥山眞紀子構成員 67ページです。児童相談所への送致というものがあるのです。その後、指導措置について委託を行う指導の実施があつて、またその後よく分からないのですけれども、69ページに委託を受けての対応というものがあつて、指導措置の委託ですね。71ページに都道府県からの送致が入っているという、間に入ってしまったような感じがするので。

○松本座長 記載の順番については後で居残り組で、その方が分かりやすいかもということで。

○奥山眞紀子構成員 そのときに、後藤先生がおっしゃっているように、送致の考え方というのを両方合わせてきちんと書き込む方が良いのではないかと。

○松本座長 分かりました。議論すべきは今、後藤構成員からの提案にあつたような考え方ということで、ここで確認ができるかどうかということだと思います。それは後で議論したいと思います。よろしいですか。もし今何かあれば。

○後藤構成員 今回の案でいきますと、71ページの第4節の2番のところの(1)に、事案送致を受ける際は、児童相談所と当該ケースに関する情報について事前に十分協議を行い、相互の合意を得た上で受けることとしという、ここに込められているのだろうなと思ったのですけれども、どうですか。どんな形かですけれども。

○松本座長 かなりここはコアメンバーでも議論をして、送致というものの考え方についてきちんと協働して合意をつくっていった上でのより主体が明確になるような形での道具なんだということは十分議論をして、そういう形で整理をしていった経緯があります。

次は鈴木構成員からメモがあります。これも具体的にガイドラインの今日検討している案に何か書き方として反映させるとしたらどういうことかということも含めて御説明いただければと思います。

○鈴木構成員 何回か名前が挙がってすみません。コア会議でも激しく議論をして、自分で体調も崩したぐらいなのですが、その後、一杯調べもしまして、1枚出させていただきました。

事案の送致の方は今、後藤先生がおっしゃったのと基本的に同じ考えなので、整理させていただくと、逆送致ができ、両方向同様という話があるのですけれども、少し違うと思います。行政法領域・自分の専門分野からしますと片面的構成という考え方があります。第1類型として児童相談所、つまり、行政処分権限を持っている方から市町村に送る場合と、第2類型の市区町村から児童相談所に送る場合というのは効力を生ずる時期とか違う。狙いは子どもの命が落ちないようにということをひたすらずっと考えていますので、原則、協議をしてお互いで了解しましょうというのが大前提ではあります。

ただ、そこが上手くいかない場合が当然あるわけであつて、その場合にどう考えるか。緊急とか上記の協議が整わない場合。①というのは要するに今回できた制度、児童相談所から市区町村という、この場合は基本的には送致が認められないのではないかとということ

です。法律的に言えば停止条件。さまざまな手続的要件が全て満たされた後に、効力が生じるという考え方をとるべきなのではないか。

一方②について市区町村から児童相談所に送っている。従来の場合でこれは協議云々と言っても、目の前に子どもがいて危ないとかいう場合に協議をしていて、児相がいよいよまだですと言っている話ではなくて、それは送致の効力を認めて、権限がある者が介入してもらわないとしようがない場合です。これは逆に解除条件という考え方になるのですけれども、効力を先に生じさせてしまう。要するに案件としては主担当、どこが責任を持つのかという主体としては児童相談所であると認める。その後も協働するとかいうのは当然の話であって、私がよく責任とか明確とか役割分担と言っているのは、そこだけがやれば良いという話ではなくて協働は全部前提にした上で、ただ、責任の主体として最後に何かあった場合にどこが負うのかといった場合には、そこはちゃんと決めておかなければいけない。でないとボールが落ちてしまうという危険を常に感じています。この考え方を原則にして、これは解釈論だし、児童福祉法が今回変わったという中では合致する考え方だと思うので、その点が書き込まれる必要があるのかなと。ここは後藤先生と基本的に同じ考え方だと思っています。

もう一点のところがずっと私1人説みたいなのですけれども、事案の指導委託。これは全然使えないのではないかな。法改正されているので、これを否定してなくせと言っている意味ではないですが、ではどういう案件だったらこれが使えるんだ、今回改正されてメリットなんだというところの例示がないと、私1人の考えではなくていろいろな自治体を回っていますし、やりとりしている中で、これは不明確でよく分からない。どうやって使えるんだ、責任が曖昧ではないかというのを聞いていますので、それを代表する意味でも話させていただいています。

安部先生も提示していただいて、今回の改正前にも児家センの場合と児童委員の場合には、既に指導委託というのは昔からあったわけであって、そのところを読んでみると、例示としては信頼関係の問題だったり、コア会議でも井上先生がおっしゃっていたようにあまりに遠いような場合などが出ています。分からないではないですけれども、自治体同士がその指導委託関係に入るというのは違うのではないかな。

児家センとかの場合には何が書いてあるかということ、専門的な対応能力が必要だ。あとは指導委託がされた場合には厚労省の手引に書いてあることなのですが、正当な理由なく委託は断れないと書いてあるのです。もう一つは、援助計画は児家センの方でつくるというのも書いてあるのです。

これを当てはめた場合に、市区町村の方に委託された場合には基本的には市区町村の方で計画も立てるし、基本的には委託は受けて何かしらの専門的なものを発揮するということになるのですがそれは違うと思うのです。私はもう一方の児童委員の場合のような形の委託と考えると、それについてはあまり例示がないですが市区町村と都道府県の関係というのがこのレジュメで言うと（２）の問題点の指摘というところになってくるのですけ

れども、そもその上下関係にはなくて、同じ行政機関同士で昔の例えば機関委任事務などがあった場合には、都道府県の機関として1つの機関を指定してこのとおり動きなさいねとなるのですが、12年の分権一括法改正により対等なんですよと言った場合に地方自治法がどういう制度を用意しているかという、事務の委託なのです。

だから、この指導委託は、事務の委託なのかなと思って考えて調べていくと、事務の委託の場合と考えた場合には、協定書とか規約を結んで経費負担をちゃんと考えて個別具体的な指揮命令というか、そういうところまで考えていくことになるのです。だから規約を一緒につくりましょうとかになります。また少し話が違いますけれども、事務を委託する場合というのは事務処理の特例条例をつくったりという形で、いろいろな協働の仕方とかもがありますが、事務をどうやって別の自治体に移すかというときは、それなりの大ごともあるはずなのです。ではそれなのかという、多分そんなことを考えているわけではないよなというふうにも思う。では地方自治法の事務の委託の考え方を今回はとっていないとすると、どういう法的な整理なのかという、児童福祉法が地方自治法のいわば特別法としてつくられて、事務の委託の特別な指導委託という制度を新しくつくって、市区町村に委ねるのだと。だから今回は児童福祉法の枠組みの中で新しい委託関係を考えれば良いだけなんだということなのかなとずっとぐるぐる回って、結局そこには落ち着いたのです。ですが、ではそれを利用して地方自治法の今までの枠組みなどを考えないで、新しい制度として考えた場合に(3)のところになるのですが、ではどうしようかといった場合には、やはり問題があるのは、市区町村は市区町村の中で虐待対応ケースを百何件とかケースワークをやっているわけです。児童相談所は児童相談所で百何件とお互いやっている中で、この案件は児童相談所が市区町村にやってもらった方が良いというところで委託をかけてくる。それは契約なのだからノーと言えば良いではないかというのが1つあるのかもしれないですけども、なかなかノーと言って終わりの話ではないので、では受けようと言ったときは自分の市区町村の例えば私のところに委託が来た場合は、自分のケースワークの中にそれを取り入れて、自分の中のケースワーカーの中から誰でも良いわけではないので職員を指定するわけです。継続的な関係が必要なのでAさんならAさんという相談員を指定して、ではこれは児童相談所の案件だけれども。

○松本座長 鈴木さん、ちょっと時間を。

○鈴木構成員 でも具体的な話なので、そこは共有したいと思うのですけれども、指定をして児童相談所とよく話をしながらケースワークとして現場に行こうねという話になると思うのです。だからその人が行きました。ですが、自分の市区町村の権限と責任で行っているわけではないので、あくまで児童相談所が考えている枠組みの中で、それをフォローする考え方のもとでその現場に行くということになるわけです。でも、そこで緊急案件だったり、今まで見えていなかったものが見えたりしてやはり一時保護が必要だとなった場合に、今の枠組みでは何かというと、結局、もう一回戻す。簡単に戻せなくて、このガイドラインを見てみると都道府県(児童相談所)に意見を言うことができるとのみになってい

るのです。意見を言うことができ、それをまた都道府県（児童相談所）が持ち帰って、その対応をどうするか。流動的で個別状況が緊急で場面が変わるような案件のときに、自分の職員を出して、自分が指揮命令をかけなくてというもので良いのか。この制度をやめるべきだということではないとしても、極めてレアケースのこの指導委託に当てはまるケースというのはどういうものなのか。

安部先生が言ったのは1つ分かって、対処後で枠をはめながらというのは理念系としてはあり得るなと思うのですが、そこも状況、状況で変わっていくので、この例示を出すことで市区町村が納得してできるのかなど。

あと経費の問題もあるし人の問題もあると思うのです。誰の仕事を誰の経費やるかなどかなり難しいなと思います。あと最後のところなのですけれども、児童相談所の仕事として指導委託で来ましたよという関係が、その後上手くいきましたといたら、今度は市区町村の日常的な支援関係ですと言った場合にわかってもらえない。人間関係的にずっと支援をやっていて、児童相談所と違う関係であったからできたのだと思うのですけれども、同じ児童相談所の枠組みの中に入ってしまって市区町村が動くことになってしまうので、その後は信頼関係をずっと築いていくこと、18歳まで継続する関係が壊れやすくなってくのではないかと思うのです。かなりここに行くのは結論として慎重にケースを見きわめてやる。指導委託できますと、それだけ書けば良いのかということ、それだけではないと思うのです。そのようなところがすごく心配なので、すみません、長い時間ですが、申し訳ありません。話させていただきました。

以上です。

○松本座長 25分ぐらいの時間なのです。1つは今、指導委託の問題をどう書くか、どう理解するか。もう一つは送致の話があります。まだ御意見は出ていませんけれども、これと市町村と児童相談所の協働環境をつくるツールとして、リスクアセスメントのツールのことが記載されているので、そちらも関連して御意見があればと思いますので、それは伺うということで、大きく言うと送致の話と指導委託の話とリスクアセスメントツールの話、この3つを残された時間で議論したいと思います。

まず1点目の送致について、基本的な考え方はここについて大体了解されていると考えてよろしいでしょうか。後藤構成員からの御指摘、あるいはここで書いてあることについて。送致のところについて書き方についてはもう少し後で検討させていただきたいのですけれども、基本的には後藤構成員のメモで整理していただいたような形で理解をしているということで、大体ここはよろしいでしょうか。

分かりました。それはそういうことを前提にして、どういうふうにもう少し書けるかどうか検討することにしたいと思います。

続いて残り10分ぐらいの時間を指導委託の理解について議論したいと思います。1人10分しゃべるとそれでなくなりますので、いかがでしょうか。

○加賀美構成員 鈴木構成員が頭をめぐらして、混乱し、体のぐあいが悪くなるほど議論

したというのはよく分かります。大体そもそも指導委託あるいは指導措置ということ区市町村に委託する形になった要因というのは、在宅措置制度を創設するということかあったということを前にも申し上げたつもりなのですが、そこがまだきちんと議論されないままに在宅措置などは当然でき得ないという全体の認識があったのかどうか。既成の2号、3号措置で、それを市町村に委託するという形で、それに代えるというイメージだけをつくった。だから本当の議論は何もできていないのだろうと私は思っているのです。だから混乱して当然だろうと思うのです。

先ほど安部構成員からあった職権の一時保護というようなレベルで一時保護をしているというようなケース全体が、虐待通告相談のどのぐらいのパーセンテージだとおおむね捉えられていますか。

○安部構成員 1割いかないかな。5%ぐらいかな。

○加賀美構成員 そうでしょう。つまりほかはほってあるわけです。通告も。ほってあるという言い方は変なのですが、名目上は在宅指導あるいは見守りという言い方をしているのですが、ほとんど手がつけられていない。その子どもたちの問題をどうするんだというところが議論のそもそもで、その在宅措置制度をつくってそれを市町村がやるという構造をつくるべきではないかという議論の中で、結局それが没になって、既存の指導委託措置をここに当てはめるといった形になったというところで、既存の指導委託というのは先ほどおっしゃったように、ほかの機能でこれまで一応やるようなやらないような、十分にできたとは私は申し上げられないのですが、そういう構造の中でやってきたものを、いきなり市町村に持っていくという構造にしてしまったところに混乱の原因があるというところで、これはもう一回コアのところそこそこ議論をして、どういう議論になるかわからないのですけれども、先ほどのように今回の児童福祉法改正を契機に従来の指導委託措置をもう一回検討して、どういう中身にするかということも議論して、もっと幅広く考えるのか、従来のままでいくのだとすると、恐らく従来の方略でできるのではないか。わざわざ市町村にやることはないではないかという議論も出てきそうな感じがするので、そこそこは十分議論していただきたい。

○松本座長 今後のあり方として、在宅支援のあり方にどういうふうに強化していくかという観点で制度改革が進んでいる途中ところですので、今後どのように考えるかというのは別の検討会も含めて議論すべきだと思います。

現行このガイドラインのところにどのように書くか、どういうトーンでどう書くかという観点で議論はここでは限定しないと、先が進まないかなという気もします。

事務局で今、鈴木構成員から法制度的な位置づけなり整理がどうなっているのかという1つの問題提起がありましたので、そこはどのように整理されているかというのはむしろ事務局サイドで御説明いただいた方がよろしいかと思っておりますので、そこはいかがですか。

○事務局 ガイドラインの中ではどこまで記載するかということがありまして、幾つか整理はさせていただいております。

指導委託のところは2つに分かれていて、44ページにまず法律上の解釈なり、45ページ、46ページでは支援拠点の運営指針のときに書いた内容を盛り込ませていただいています。その中でどこまで書き切れるかというのがあったので、その後ろの方の69ページ、70ページのところで、具体的に事例のところと留意事項ということで書かせていただいている中で、基本的に71ページあたりに書かせていただいているのですけれども、多分、法解釈的な意味合いでのそういうものはここに盛り込んではまだできていないのです。要はこの場面で実際にやるかということも含めてこちらで検討させてもらいたいと思っていますので、実際は解釈本か何かで書くのかどうかということになると思いますので、そこは一旦、整理させていただきたいと思います。

○松本座長 分かりました。そうすると法解釈上の位置づけについては事務局でも整理をしていただくということでよろしいのですね。ここでその整理を待って、また議論をするならするとしないと、ここでは空中戦になるかと思います。

○新澤構成員 関連してといいますか、私は社会福祉法人でこのような仕事を委託されてというか、指定管理や委託で運営をしているのですけれども、先ほど安部先生の中でも市町村に対して支援拠点なのかということの整理をしないと、委託の部分も例えば一部を委託できるということになっていますが、今の問題なんかでは自治体間の例えば関係の調整とか、そういった問題があるので、そういった部分については委託先はそんなことはできないわけなので、このガイドライン上での受け付けるときの実施主体の中にも、そういった自治体間の問題に関して、市町村の責務みたいなものをもう少し強めに入れてもらうというか、少し分けて考えていった方が良くないかなというのが1点あったので、そこは少し御検討いただければと思います。

○松本座長 関連していかがですか。特に今の時点でどこまでどう書き込むかということだと思いますけれども。

鈴木構成員の方で、ガイドラインに文言として書くというときに具体的にここはこう変えるべきとか、ここはこう書くべきというような御提案はありますか。

○鈴木構成員 69ページに事例が3つあるので、ここに書き加えて、信頼関係が壊れないような形の何かがあれば、それは選択できるのかなと。例えば信頼関係がある場合はこれが崩れてしまうのではないかというのが私の心配ではあるので、それが適する事例なのか。

(2)は確かに適する事例として挙げ得るのかなというのがあります。

70ページの(5)の最後のところで、市町村に一定の範囲の裁量を与えられているという、ここが疑問というか、それだったら指導委託ではないのではないかという疑問もあるので、このところが悩ましいなど。契約でどこまで広げられるのか。

もう一個だけ、これは質問として先ほど新澤さんおっしゃいましたけれども、市町村が指導委託を受けるのだけれども、それをまた再委託して、自分たちでは限界ぱんぱんでできないから民間機関にお願いする。見守りを週何回は行ってねということは現実に考えられるわけで、それは禁止されているのかされていないのかということも考えなければい

けないし、ガイドラインに書き込まないといけないのかなというところがあります。

○後藤構成員 細かいことはよく私も分からないのですけれども、気持ちとしては書いてほしいのは、送致と同じで先ほどのほかの指導委託では拒めないというお話があったのですけれども、市町村は拒めるというか、むしろ市町村が積極的に児童相談所の指導がついているんだよというのを求めるときに、むしろ限定するような方向で扱った方が良いのではないかと思います。そういう意味で送致でも良いのだけれども、児童相談所の指導委託がついていると、より保護者に対して指導がしやすいのでつけてくれみたいなのが、実際の運用上は現場ではそのような感じで話されているのではないかと。大分でもそのような感じで聞いていますので、そんなものかなと思っています。

○松本座長 関連して、どういうふうにこれを運用していくのかというここでの理解です。それがなくなかなか文言に起こしていけないと思いますので、これについて何か御意見等ほかに関連してありますか。現実的には今、後藤構成員がおっしゃったような形で使っていくというか、そういう形が一番スムーズなのだろうと個人的には考えているのですけれども、どういうニュアンスでどこまで書けるかということはまた別ですが。

○鈴木構成員 助けてくれというときに、市町村としてもばんばんで対応できないようなときに、その権限をもらって自分たちが向かうというよりは、それは本来は児相案件なのだと思うのです。それは児相がやる話であって、逆にその権限をバックでもらって現場に行って介入してしまったら、その後、市区町村としての丁寧な対応がすごくやりづらくなってしまって、あそこ（市町村）に何か言ったらそういう指導的な介入的なものをされてしまうんだ。その後の相談が来ないのではないかと。あくまで分けておいて、児相は児相で、市区町村は市区町村のやり方というのはあるのではないかとというのが現場でやっていた感覚です。

○後藤構成員 多分そうなると使われたい。それだけのことだと思うのです。だから制度はできたけれども、実際に使い勝手が良いかどうかだと思うのです。そういうものだと思います。

○奥山眞紀子構成員 1つ質問なのですけれども、そのときに市町村はすごく言うことを聞かない親なので、送致して27条1項2号をつけてほしいというふうに言ったときに、児相は拒めるか。話し合いなのであれなのですけれども、東京都なんか拒みそうな気がしてしまったりするのです。

○松本座長 そういうことを協議する場をきちんと設定していくというような1つの道具になる気はいたします。

ここも時間もありますので、この後の居残り会議で引き取らせていただいて、議論したいと思います。

○北村構成員 実際に自分も児童相談所ではないので分からないのですけれども、2号措置に同意が必要なのかなとかどうかというところとか、あとは親御さんとの関係がよくないところの中で、どこまで児童相談所が2号措置をかけて枠組みの意味があるのかなとかとい

う部分。

○後藤構成員 法的な整理は分からないのですが、実務的には2号措置は要するに同意をとらないとできないと考えてやっていますね。同意がないと結局、不服申し立てされてということになるので、なのである程度そもそも限定されるのだと思うのです。実態とすると今、制度化されている児家センの委託も、児童委員委託措置に至ってはいいですね。児家センもほとんどないですね。指導委託措置をしなくても実際にやってもらう分はありますけれども、そういった感じかと思います。

○北村構成員 実際に自分も何回かのワーキングのときに、報告例の統計の中で都道府県の中でも年間で1件だけ2号措置をしているとか、東京なんかみたいに虐待相談は2号措置をかけるんだということで、100件以上あるような自治体もあつたりというところで、かなりもともとのばらつきはあるのかなと思いますし、そもそも継続指導というのがあるので、2号措置をかけなくても継続指導の中で児童相談所がかかわっているというのも、実際にはあるのかなと思います。

○後藤構成員 児童福祉司指導措置は都道府県によって違うと思いますけれども、結構やるところはやっているのです。それで重みをつけたり、指導に従わないと次の措置はありませんということでの重しづけには役立っていると思います。

○北村構成員 実際に自分たちも事例の中でも、それこそ特定妊婦さんの中で生まれたらすぐに職権保護されるのではないかという中で、職権保護をしないで2号措置をかけてもらって、あとは地域でこちらが支援で入っていくから、児童相談所としては職権保護までせずに2号措置だけかけてくれたら、こちらが支援をやっていくよという事例もあつたりして、それを保護をとめ得るといえるか、むしろ親御さんの中でその養育をしていくことを市町村として支援していくから、児相さんが登場しなくても良いよという形をとったりした例もあつたかなと思います。

○後藤構成員 良いと思います。児童福祉司指導措置だけをつけておつてということですね。それで児相も時々表に出てくる。実際にそういう工夫でやられているのだろうと思います。

○松本座長 ほかにこの件について御意見ありますか。

なければ一旦ここでこの件は打ち切って、居残り会議でまた整理させていただいて。

○加賀美構成員 指導委託の中身をコア会議でしっかり議論していただいて、関連づけるのかも含めてお願いします。

○松本座長 あと、この中でも共通リスクアセスメントツールがきちんと書かれていて、それはそれで別途の通知で出されるということですので、これについてもどういう使い方をすべきかということを書き込んで出すべきではないかという議論がコアメンバー会議の中でもありました。それを受けて今、案として出されているのが資料6でありますけれども、これについて少し意見交換をしておきたいと思います。

先ほど1点出たのは、3枚目の図について矢印がもう少し入るところもあるのではない

かということが出ていたように思いますけれども、資料6のリスクアセスメントツールあるいはその前の前書き、説明文について御意見があれば、いっぱい出てくると思いますけれども、頂戴できればと思います。

もう一つは、それとアセスメントにかかわって、先ほど何をアセスメントするのかというアセスメントのところの書き方について、もう少し丁寧という趣旨の御発言だったのですか。奥山先生の方からは。

○奥山眞紀子構成員 先ほどの趣旨は、この共通リスクアセスメントシートで虐待リスクあり・なし・不明になっているので、これがいわゆる虐待があるのかないのかだけをアセスメントしているのかどうかということを確認する必要があります。何をアセスメントしているのかというのを明確にすべきだと思ったと同時に、ここの中で先ほどの井上先生が書いてくださった3つのアセスメントということ、共通の私たちの考え方にするのかしないのかというのをみんなで議論しておいた方が良いのではないのかというのが私の意見だったのです。あれ（3つのアセスメント）はコアの方で出したので、このワーキングの中でも共通と言って良いのかどうかを確認した方が良くと思います。

もう一つだけ文言の問題なのですけれども、不適切な養育＝ネグレクトではないので、ここはネグレクトと書いていただいて、不適切な養育は外していただいた方が良くと思います。不適切な養育というのは虐待全体のことを指すので身体的虐待も全部含みます。これは「不適切な養育」という訳し方がまずかったのかなと思うのです。Maltreatmentなの、つまり、すごく悪質なtreatmentのことなのです。なので軽いものを不適切な養育と言ってしまっているのですけれども、Maltreatmentと不適切な養育は全然違うものと考えた方が良くだろうと思います。

○松本座長 ほかにいかがですか。特にアセスメントのことについては、全体的にもう少し丁寧な議論が必要ではないかということも御提案として根っこのところにはあると思うのです。

事務局に伺いますけれども、これは同じ通知として同時に出さなければまずいのですか。私の意見としては、もう少しニースペースのアセスメントも議論した上でセットで出した方が、混乱がないのではないかというのはこれまでも申し上げているところなのですが。

○事務局 これまでもいろいろな場面で、要は児童相談所と市町村の共通認識を持ってもらうという意味合いでの情報共有のツールといったものがまだ全国的にはやっていないところはかなり多い状況ですので、国としてもこういったものを例としてお示しして、あとは自治体間で共同して考えていただきたいという趣旨も含めて、今回の改正のタイミングで一緒に出させていただき、でも前回の岡山県のようなニーズアセスメント、全体のものも含めて、また再度、来年度検討する予定にしておりますので、そこもできたらそれも取り込んだ形でもう一度出し直すことももちろんありますので、当座このリスクアセスメントにある程度特化した形での共通の理解を促すという意味で、情報共有を促すという意味で、まずこれを一緒にこのタイミングで出した方が良くはないかということを出してい

るという状況です。

○松本座長 どうぞ。

○加藤構成員 今おっしゃったように、緊急度アセスメントというのは本当に48時間以内とか、24時間以内とか、今、危ないといった内容だと思うのです。この共通リスクアセスメントシートを今、見せていただいたら、全国的な中で何をみて良いのか分からないというレベルのところもまだまだある中で、どのぐらいの子どもの傷つき度があったりするかどうかというのは子ども、保護者から観察される状況ということで、既に傷があるとか、あるいは既に栄養失調である、子どもが食べさせてもらっていないということから実際に子どもの状況であるとか、あるいは養育者の状況であるとか、家族状況、こういったものをポイントとしてちゃんと捉えて、これをきっちり見ていくことがやがてニーズにもつながるんだよということの認識を持ってもらうという意味では、とても大事なことかなと。第一歩です。今まで一時保護のアセスメント等ありましたが、あれもあまり詳しくないので、今回の方が説明がちゃんとついているという意味では、これから出発してもありかなと思えました。

私が気になったのは、子どもの保護者から観察される状況というところに、主たる虐待ということでは1、2、3、4と書いてあるのですが、例えば心中しそうとか、あるいは特定妊婦さんの場合なんかはまだ虐待は起こっていないわけです。ですから危惧なのです。危惧というところは少し状況例というのなかなか難しいですけども、子ども傷つくおそれとか危惧ということについては、どこかに書けるようなものがあったら良いのかなというのと、リスクあり・なし・不明というのと疑いという、私は自分のシートには疑いというのを入れてあって、意識化するという意味ではこのアセスメントシート例を見せていただいているのですけれども、そういったことを入れていただいたら良いのかなと思えました。

解説などについては、いきなり飛んでしましますが、例えば性格・行動面の特徴ということなどは、子どもさんの学齢児の例がないのです。学齢児の方がかえって出ています。例えば万引きをしたりとか、家出をしたりとか、学校の先生あるいはこの行動から見るとという意味ではとても大事なので、虐待の半分以上は学齢児なので、そういう例などもバランスよく入れていただいたら良いのかなと今ざっと思いました。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

ほかいかがですか。どうぞ。

○渡辺構成員 市町村でアセスメントシート等を福祉の人たちと一緒にやっている立場から、ここにもう少しあった方が良いものは何かというと、このアセスメントシートがどういう場面で誰が議論してつくられたものかを書く欄をつくっていただきたい。それは死亡検証事例をやったときに福祉サイドから情報が出てこないのです。記録が5年保存でないですとかいうことが起こっていて、記録の管理等が福祉部門は申しわけないですけども、

児童相談所はかなりしっかりしたものがあるのですが、市町村においてはまだ記録等の管理が不十分ではないかということがあるので、そういったことも含めて書類の管理というところも入れていただきたい。

そして、いつ、誰が、どのように、どうしてということを、これはケースのことは書いてあるのですけれども、どういった人たちが、どういう論拠に基づいて判断をし、合意を得たのかということもしっかり残しておいていただきたいと思います。

リスクあり・なし・不明しかなくて、ではどういう支援をするのというのを書く欄が多分、虐待会議等での虐待リスクの記入例、記載例を見ると少し書かれているので、ここに書くのかなと思うのですが、恐らくこの表題ではリスクしか書かれなかなと思いますので、具体的な支援の方策という項目があった方が現場では使いやすいかなと思います。

それと、それぞれの状況例のところなのですが、年齢層が赤ちゃんから思春期までが種々雑多に書かれているので、やはり赤ちゃんから思春期の子どもたちということで、発達年齢に合わせた分類をちゃんとつくって使うべきではないかと思います。特に市町村の事務の担当の方たちがこれから取り組んでいくための児童相談所との共通のツールとするのであれば、相互にイメージしているものがずれないようにした方が良くかなというところで、その点を改正していただいた方が良くかなと思います。

以上です。

○松本座長 ほかに事務局の方でありますか。

○事務局 御意見どうもありがとうございます。

一応、一番最後のリスクアセスメントシートで課題から7ページのところ、空欄になっているのですが、当面の課題に対応というところが、課題をある程度アセスメントした後の支援方針みたいなものが書けると良いかなということで設けた欄で、記載例の方も記載をさせていただいています。ただ、支援方針と明記されていないので、そういう読み取りの方がしづらいというところは御意見としてあったのかなと思っていますので、工夫とか検討をしていった方が良くかなと思っています。ありがとうございます。

○松本座長 この点についてはもう少し丁寧に見ていくと、もう少しこういう形の方が書きやすいとか使いやすいという御意見が幾つか出てくると思いますので、それについては今日既に予定された時間を少し超えておりますので、それぞれのところでお気づきの点はメモの形で事務局の方までお寄せいただけると、事務局としても作業は進めやすいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにもいろいろ議論は残していると思うのですけれども、一旦ここで議論を打ち切って、居残り会議で少し整理をさせていただいて、また最終案として御提示できればと思います。

今日の会議の冒頭でも申し上げましたけれども、今日の居残りは別にして、次のコアメンバー会議は13日の月曜日であります。そうするとそこで議論をするために、その前に御意見があればメモをいただきたいと思いますので、週明けの月曜日あたりまでにメモをい

ただけると、もちろんその後、受け付けないということではありませんけれども、いただけると事務局の方でそれを受けて整理をして、来週のうちにはコアメンバー会議にかける案の整理ができますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これで今日の会議は閉じたいと思いますけれども、特に何か御発言等ありますでしょうか。なければ事務局にお返しします。

○事務局 長時間にわたりありがとうございました。

座長からもお話がありましたが、来週3月6日の月曜日までに御意見を事務局あてにいただければ幸いです。

次回、第8回の日程につきましては、既に御案内のとおり3月29日の水曜日、午後1時から4時までを予定しておりまして、場所は厚生労働省6階の共用第7会議室となりますので、お間違えのないようお願いできればと思います。

以上でございます。

○松本座長 それでは、今日はどうもありがとうございました。